
平成26年 第9回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成26年12月9日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成26年12月9日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	10番 石上良夫君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 前 田 憲 昭君
書記 ————— 石 谷 麻衣子君
書記 ————— 石 賀 志 保君
書記 ————— 小 林 公 葉君
書記 ————— 中 上 和 也君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 陶 山 清 孝君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 吉 原 賢 郎君
総務課長 ————— 加 藤 晃君 行財政改革推進室長 ——— 三 輪 祐 子君
企画政策課長 ——— 上 川 元 張君 防災監 ————— 種 茂 美君
税務課長 ————— 岡 田 厚 美君 町民生活課長 ——— 山 根 修 子君
教育次長 ————— 板 持 照 明君 総務・学校教育課長 ——— 福 田 範 史君
病院事務部長 ——— 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 ——— 畠 稔 明君
福祉事務所長 ——— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 芝 田 卓 巳君
上下水道課長 ——— 仲 田 磨理子君 産業課長 ————— 頼 田 泰 史君
選挙管理委員会委員長職務代理 ————— 板 竹 利君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名します。

11 番、井田章雄君、12 番、亀尾共三君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3、前日に引き続き町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、3 番、米澤睦雄君の質問を許します。

3 番、米澤睦雄君。

○議員（3 番 米澤 睦雄君） おはようございます。3 番、米澤でございます。私は、期日前投票の投票所の会見地区への設置についてと、農政の今後の展望、この農政につきましては、非常に幅が広いということで中山間地の田に限定した質問をさせて、この 2 点について質問をさせていただきます。

まず、第 1 点目の、期日前投票所の会見地区への設置についてでございます。期日前投票所の会見地区への設置については、会見地区の住民から強い要望があり、以前より何度も質問がありました。私も、昨年 12 月議会で同様の質問をしたところであります。選挙管理委員会は、合併当初には投票の正確性及び距離の中立性、昨年 12 月議会においては、会見地区での期日前投票所の確保の困難性、これは秩序維持、閉鎖環境でございます。それから、投票管理者、立会人、事務従事者の確保の苦慮、投票用紙や投票箱の管理に大変な神経を使うなどの理由によりまして、現在の 1 カ所で正確な投票管理をしていきたいという回答でございました。しかしながら、会見地区の住民は、会見地区への期日前投票所の設置を熱望しております。

そこでお伺いたします。合併時、一番の問題でありました紙ベースによる選挙人名簿の照合方法から、現在はコンピューターシステムによるオンライン確認が可能となりまして、一番の問題でありました二重投票のおそれはなくなりました。残る問題は、期日前投票所の確保の困難性、投票管理者、立会人、事務従事者の確保の苦慮、投票箱、投票用紙の管理などでございます。しかしながら、高齢化が進み、会見地区の住民にとって期日前投票所が法勝寺地区にあるのか天萬地区にあるのか、利便性を考えると大きな問題でございます。会見地区の住民は、合併して不便になったとはっきりとっております。また、会見地区に期日前投票所が開設されましたら、これは会見地区の住民はもちろんでございますけれども、西伯地区の一部の集落の住民にとっても通勤の帰りに投票ができる、そういう大変便利になります。期日前投票所をふやしたから投票率が上がるとは考えにくく、効果も薄いということではございますが、西伯地区、会見地区の 2 カ

所に期日前投票所があり、どちらに行ってもよいというほうが住民にとっては大変便利でございます。問題はいかに住民が投票しやすい環境づくりをするかでございます。

以上、期日前投票所の会見地区への設置について再度、選挙管理委員会のお考えをお尋ねいたします。

2番目の中山間地の、これは田に限定しますが、農政の今後の展望についてということで質問いたします。今、産業構造の変化、農業者の高齢化、後継者の不足等により、農地の維持が大変困難な時代となっています。特に中山間地は一層厳しい状況となっております。農地はいうまでもなく、私たち住民にとって食料の生産、住環境の維持、保水機能など、生活する上で重要な役割を担っています。また、食料の生産について見れば、今、日本の農産物の自給率は大幅に低下し、大きな問題となっています。農産物を外国に頼るといことは、世界的な農産物の不作の事態となったとき、また農産物の輸入相手国との関係が悪化したときはどうするのでしょうか。住環境、保水機能の維持にとっても、これが失われれば農地は荒れ、災害も大きくなるなど、特に山間部の集落にとっては集落の存続の危機となるのではないのでしょうか。

今、政府は農業分野への企業の参入、経営規模の拡大を柱とする農業改革に着手し、また4年後には生産調整の廃止の方向を打ち出しました。これは明らかに、私が考えるところでは、TPP交渉において農産物の重要5品目、これの関税を将来的には撤廃する、その伏線ではないかと私は考えております。まさに小規模農家の見切りであります。

一方、農地の保全につきましては、農地・水保全管理支払交付金事業、中山間地の中山間地域等直接支払い推進事業を発展させるというものでしょうか、日本型直接支払制度、これが創設されることとでございます。米価の急激な下落による農業者の生産意欲は低下し、白紙委任制度による農地の面的集積など行政努力にもかかわらず、農地の維持は先が見えない状況となってきました。このままでは遠からず、特に中山間地においては、さらに耕作放棄地が増加すると思われまます。今こそ行政は国・県からの補助金頼みではなくて、単町費でも、単町のお金を使ってでも、美しい環境を保持するためにも耕作放棄地をふやさない施策を構築する時期に来ているのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。農業委員会が農地パトロールを実施されておりますけれども、中山間地におけます耕作放棄地の面積、中山間地全体に占める割合をお尋ねいたします。町では、白紙委任制度により農地の面的集積を促進されておりますけれども、現在の状況について伺います。また、白紙委任制度の中山間地での実績をお尋ねいたします。

人・農地プランの進捗状況について伺います。特に、中山間地での進捗状況について伺います。

中山間地では、中山間地域等直接支払い推進事業により農地の保全が図られているところですが、平成27年度以降、たしかこの中山間地域の協定ですが、平成26年度で切れると思いますけれども、平成27年度以降、協定を結ばない地域、また現在、協定を結んでいない地域もあると思います。そうした地域の農地の保全について、今後どのような施策を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

現在、南部町には2つの農事組合法人がございます。農事組合法人に補助金なり委託料を出してでも担い手のない中山間農地の農地保全に努力される考えはないかお伺いいたします。今、国においては地方創生への取り組みがなされようとしております。現在、南部町においても、人口増対策など活性化に向けた取り組みを実施しておりますが、南部町の活性化にはやはり美しい里山の保持が欠かせません。美しい里山でこそ人は集まります。山林の整備はもちろんですが、美しい田畑は再活の町南部町には欠かせないと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

以上、答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会委員長職務代理、板竹利君。

○選挙管理委員会委員長職務代理（板 竹利君） おはようございます。米澤議員の質問にお答えいたす前に一言お断りさせていただきます。本来でございますと、丸山選挙管理委員長が直接ここで挨拶し、お答えするのが本意でございますが、体調を崩しておりますので、きょうは私、職務代理者の板竹利が答弁させていただきます。よろしくお伺いいたします。

米澤議員より期日前投票所の新設について御質問をいただきましたのでお答えいたします。期日前投票所の会見地区への新設については、これまでも何度も議会で御質問をいただき、昨年12月にも米澤議員からの御質問に回答させていただいたところがございます。

まず、鳥取県内の期日前投票所の設置状況について申し上げますと、13市町村が1カ所の設置としております。中には合併ときは複数設置していたものの、近年では1カ所へと変更された町もあると聞いております。本町においては、期日前投票所の数は合併どきに1カ所と決定し、以来10年間多くの選挙を行ってきましたが、投票結果、投票率に悪い影響を及ぼすほどのことはなく、順調に利用していただいているところがございます。利用者もふえつつあるものと分析しており、大多数の町民の方に御理解をいただいているものと考えています。議員の言われますとおり、西伯地区、会見地区の2カ所に期日前投票所があり、どちらに行ってもよいというほうが利便であるということからすれば、そうではあるとは思いますが、期日前投票所の投票率を見ますと、制度ができた当初は10%程度だったものが、全国的にも年々ふえ続け、昨年の夏の参議院選挙では過去最高の投票者数となりました。しかしながら、最終投票率は過去3番目の低さ

で、南部町でも参議院として過去最低の投票率になっています。すなわち、過去最高の期日前投票者数が最終投票率を上げることに結びついていないという残念な結果となっています。こうしたことから、期日前投票所を2カ所にして便利を図ったとしても、全体の投票率の向上につながるかどうかはいささか疑問が残るところでございます。

また、経費の問題、場所の問題、人員の問題、安全の問題などの困難があることをこれまでも申してきましたが、この中に大きな問題としては場所の問題があると思います。秩序が保持できること、物理的に閉鎖できることなどの条件を満たす公の建物は天萬庁舎しか見当たらず、しかもエレベーターを利用した2階、または3階の会議室を利用するしかないと考えます。しかしながら、県知事選挙、参議院選挙のように、16日間もの長期間にわたり期日前投票所として占用、確保となりますと、行政事務及び公民館活動などに多大な影響を与えるものと推察されます。また、前日は投票所の準備後に建物の閉鎖をしていますが、これへの支障も生ずるものと考えるところでございます。期日前投票所を天萬庁舎へ設置すると仮定した場合、当日の第7投票区の投票所を変えるということになりますが、バリアフリーなどの観点から天萬庁舎近くの農業者トレーニングセンターが候補に挙げられると思います。しかしながら、当日、投票に来られる方の中には高齢者の方ももちろんおられますので、トレーニングセンターの場合、急な坂を登って施設に入らないといけなくなり、投票所を変えることにより、かえって第7投票区の皆様に御不便をおかけするのではないかと考えるところでございます。

次に、人員の問題についてでございます。期日前投票所におきましては、投票管理者と職務代理人、投票立会人が2人以上、そして、事務従事者が必要となってきます。投票管理者は現在、選挙管理委員会の委員が順番で当たっておりますし、職務代理人におきましては職員の室長以上の職で割り当ててございます。期日前投票所が2カ所になりますと同じ体制が2倍以上となります。選挙はミスがあってはなりませんので適正な出向ができるよう体制をとってきているところでございますが、このような体制を2カ所設置することは現在の人員においては難しいと考えます。また、投票立会人につきましても、毎日、最低4人が必要となってきますので、人員の確保が大変困難となってくると考えられます。このようなことから、現在の1カ所での取り扱いとさせていただきますこととしているところでございます。

また、投票については公職選挙法第44条第1項において、選挙人は選挙の当日、みずから投票所に行き、投票しなければならないと規定されているとおり、町内9カ所に設置しております投票所で投票日当日に投票することが原則でありまして、期日前投票は当日都合の悪い方に投票機会を確保するための制度であることを御理解いただきたいと思っております。当日の投票所は町民の

皆様の比較的な身近な施設に設けており、期日前投票のように宣誓書の記載も必要がなく、より簡単に投票ができますので、当日の投票も多く利用していただけたらと思いますし、そのため、明るい選挙推進協議会と連携して、少しでも投票に出かけていただけるよう啓発に力を入れてまいりますので、現状で御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 米澤議員の御質問にお答えをしております。農政の今後の展望について、6点にわたって御質問いただきました。まず最初に、農業委員会が農地パトロールを実施されていますが、中山間地における耕作放棄地の面積、中山間地全体に占める割合についての御質問でございます。

現在、南部町では18.54ヘクタールの耕作放棄地があり、これは南部町農地863ヘクタールの2.1%に当たります。この中で中山間地域の耕作放棄地は12.27ヘクタールであり、中山間地域農地502ヘクタールのうち2.4%を占めております。

次に、白紙委任についての進捗状況及び中山間地域での実績についてであります。南部町では平成22年度より町が農地集積円滑化団体となり、農地の出し手から白紙委任を受け、耕作者との仲介を行う事業を実施しています。実際に白紙委任を受けた案件は、平成24年度から始まっており、現在、町全体で9人の方から28筆、5.2ヘクタール、うち中山間では6人の方から7筆、1.2ヘクタールの白紙委任があり、それぞれ受け手農家への貸し付けが行われています。

次に、人・農地プランの策定状況についてです。現在、平野部の集積の進んだ区域を中心とした町全体の概要版のプランを策定しています。集落単位でのプランづくりに当たっては、今後話し合いを推進すべく、集落代表者への説明会を12月に実施する予定です。その後、集落に持ち帰って検討をしていただくとともに、要望をいただいた集落につきましては、説明会の実施、話し合いへの参加を行っていきます。

次に、中山間地域の協定を結ばない農地の保全にどのような施策を考えているかということでございます。日本型直接支払制度は、農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動や営農活動に支援するため、平成26年度から国の予算措置がなされ、27年からは法制化され、より制度としての安定化が図られるものであります。この中には農地・水保全管理支払い制度から移行した多面的機能支払いや中山間地域等直接支払い制度が含まれており、これらの制度については、これまでどおり実施していただくことができます。現在、中山間地域直接支払いにつきましては、39協定が実施しています。対象農地があって、現在、未実施の集落が9集落ありますが、これ

らについては対象地域内にまとまった農地が少なく実施困難なもの、集落戸数が少なく実施体制が組めない、集落での話し合いがまとまらず実施できないなどの事情があります。これらの集落につきましては、例えば面積要件のない多面的機能支払いの活用、あるいは、既に協定を締結している近隣の集落との連携の推進など加入拡大を図っていきたくと考えています。また、現在、実施している集落につきましても、27年度以降も継続して実施していただくとともに、多面的機能支払いもあわせて実施していただくよう推進してまいりたいと考えています。

次に、農事組合法人への補助により中山間地の農地保全に努力したらどうかということがございます。現在、南部町内にある農業生産法人につきましては、もともと集落の農地を担う組織として地域の中心的な農業者が主体となって設立をされたもの、あるいは基盤となる集落を中心とした地域で集約化し、収益性を向上させた経営を目指し設立されたものです。そのため、それぞれの法人の意向にもよりますが、それぞれの法人にあっては、その営農基盤や規模拡大を目指す地域あり、法人の設立目的や組織体制、引き受け能力を考えれば、たとえ補助金を出しても中山間地域の農地維持を担うことは困難だと考えます。中山間地域の農地の維持につきましては、農地自体の耕作や維持管理のみならず、ため池や水路、農道、周辺林地などの維持管理も含めて保全していく必要があります。これらの施設の維持管理は古くから集落等関係者の協働によって行われてきたものであり、一部の担い手だけに任せてしまえるものではありません。そのため、集落の農地、施設の維持管理に当たっては集落を単位とし、話し合いにより地域農業の実態や課題の把握、解決の方向性を考えていく必要があります。それには集落営農の立ち上げ、機械作業の共同化、中心となる担い手育成などが考えられます。これら話し合いの推進に当たっては、町では人・農地プランづくりの支援などを今後より積極的に進めていきたいと考えていますが、集落の人口減少、高齢化により、集落だけでは解決が困難になってきている状況を考えれば、近隣の集落間や水系単位での複数集落による連携した取り組みへの支援も考えていく必要があります。また、耕作意欲はあるものの作業実施が困難な方につきましては、町の農村振興公社による作業受委託を活用することを御検討いただきたいと思えます。

次に、里山保全についてでございます。地域にとって農地と、そこで営まれる農業の存在は、そこで生活する人の収入源としての役割のみならず、農地やその周辺環境の維持管理の役割を担ってきました。そのため、農地や周辺施設の維持には古くから集落の農家の大半が共同でかかわっており、その中で地域のコミュニティが生まれ、地域の伝統が継承されてきました。このことから、地域に根差した形で農地、農業を守り、周囲の里山も含めて維持していくことは魅力ある地域づくりという点から非常に大切な課題と思えます。単純に収益性の向上だけを目指せば、

一部の大規模農業者への農地集約を進めていくことになり、コスト削減効果などから食える農業も可能となってきます。そのような攻めの農業経営を行える農家を育成することは、南部町農業全体の継続、発展を図っていく上で欠かせません。しかし、地域の実情を顧みることなく、一部の担い手にのみ農地の集約化が行われれば、多くの人たちを農地、農業から切り離す懸念を含んでいます。このことによる地域内の就業の場や、コミュニティーの喪失はもとより、共同・共生という集落の機能を低下させることになり、結果的には魅力ある地域の姿を失わせ、人口流出の加速につながってくるという影になる部分も発生してきます。したがって、里山地域を守っていくには集落の農家だけでなく、非農家や地域外、都市住民の参画など多くの人が多様な形でかかわっていく仕組みづくりが必要だと思います。そのためにも、地域の農地、農業のあり方について、単に農地の担い手や出し手が誰なのかということではなく、地域の将来像やその実現を図る具体的な取り組み、住民参加のあり方などについて集落全体でしっかり話し合っていたいただきたいと思います。

例えば、里山や竹林を整備し、まき材や竹材の活用を進め、その中で都市部のまきストーブ愛好家などを呼び込み、交流を進めることでコミュニティーの活性化と新たな収益源を確保することも考えられます。また、農村景観を生かしたグリーンツーリズム、地域の農林産物を生かした食、農の体験や生産者などの交流等、農地、里山の生産力や多面的機能を生かした新たな価値の創造を行っていく必要があります。都市住民の参画、ノウハウの活用を促進し、さらなる交流を進めるとともに、農林業や地方での生活に興味を持つ人たちにその姿を発信することで、移住、定住者を呼び込むことも考えられます。このように地域住民の生活を守り、活性化を図る上で、我が町の里山環境、農地はぜひとも守り、育て、後世につないでいかなければならないものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） そうしますと、期日前投票所の関係から再質問をさせていただきます。先ほど選挙管理委員会の副委員長さんですか、回答をいただきましたけれども、前回の回答よりも詳細になっておりますけれども、基本的には全く同じ回答であったというふうに考えられますが、会見地区への期日前投票所の開設につきましては、以前から私以外の議員さんからも何度か質問がございました。それだけ会見地区の住民の皆さんの要望があるわけでございます。高齢化が進展する中で非常に年寄りがたくさんふえてきたという中で、会見地区の住民の皆さんにとってやはり期日前投票所が会見地区にあることは、大変助かることなんですよ。これは決して

法に背くようなことでもございませんし、やはり行政としては要望に沿うような努力をしていたことが非常に私は大切じゃないかと思うんです。そこでお尋ねいたしますけれども、先ほど来、設置できない理由、場所の確保の困難性、投票管理者、それから立会人、事務従事者の確保の苦慮、それから投票箱、投票用紙の管理等、選挙管理委員会でこの問題については何回そういうことを話し合いをされたのか、この結論に至った詳細を再度伺いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 選挙管理委員会事務局長の加藤です。委員会のほうで幾度したかということですが、一般質問をいただきまして、昨年12月に一般質問を一回いただいております。そのときもお話ししまして今回、一般質問いただきましてから話し合いをしております。これは選管の定時登録のときに話をさせていただいておりますので、その一回ということになります。

○議長（秦 伊知郎君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 先ほどの回答で、例えば場所の確保の困難性ということがありまして、選挙管理委員会の中では天萬庁舎の2階、3階、それからトレーニングセンターですか、そういうことをどうも話し合いをされたようですけれども、いわゆる第7投票所ですか、ここは1階のバリアフリーですか、そういう町民が憩える場所を使っておられるんですけれども、例えば、確かにバリアフリーにはなっておりますけれども、ここに戸、戸といいますか、そういう場所の機密性を保持するような形でのものを、戸を閉めるとかそういうものが設置できないかというようなこと、これは、例えば行政当局、選挙管理委員会からいわゆる財政のほうにそういう話をされたのかということと、もう一つ、この投票管理者、それから立会人、事務従事者の確保の苦慮ということですが、これも私は努力でできると思うんですよ。それから、投票箱、投票用紙の管理は確かに、その期日前投票が終わったその日にそれを本庁舎に持って帰らんといいんと思うので、大変それはなかなかえらいとは思いますが、これもしようと思えばできることなんですよね。やはりその会見地区の住民の、それから一部、西伯地域でも通勤の帰りに天萬でしたほうが便利な方もいらっしゃいます。そういう面からでも、やはり住民のそういう行政に対する要望というのは、やはり、どういいますか、その要望に応えるべく努力をするということが私は非常に大切だと思うんですけれども、その辺が私はまだ納得はいかないということがございますので、そのことについては再度お話をさせていただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 選挙管理委員会事務局長でございます。先ほど、今の天萬庁舎1階のロビーのところに戸ができないかっていうお話でございましたが、ここは以前は戸がありました、改修前ですね。公民館として改修する前は戸があったわけでございますが、皆様に憩いのしやすいようにということであそこをロビーに確保したものですから、今、戸を全部取り払っております。なかなかそこに戸を設置するということは、これは難しいことであろうと。今は戸がないつくりにもう変えておりますので、そこに戸を新たにつけるということは非常に難しいであろうと思っております。

それから、確かに行政の努力でできることであるということをおっしゃって、人的な配置、あるいは、今言ってきましたように経費的なものとかですね、場所の関係、それから投票箱、あるいは投票紙の管理という面では、努力でと言われればそうかもしれませんけども、やはり以前、やはりこの厳密に今、期日前投票所を運営していくということを考えますと、全国的にもいろいろな投票、選挙のたびごとにいろんなこともありますし、やはり選管としてはきちんとした形でやっていきたい。その責任を果たすために確実な場所で確実なことをやっていきたいというのが第一にありますので、そこは御理解いただきたいと思っております。確かに便利ということを考えれば、西伯のほうでも境のほうの地区とかあれば当然そっちのほうに近いわけでございますから、便利ってことは聞いております。委員さんの中にも、委員さんの意見では、確かに便利になるっていうことは近い、委員さんも境の人おられますから、私らも近いほうがそりゃもう便利は便利けども、いわゆるそれだけでは期日前投票所の施設の増設ということにならんだろうと、やはり全体的なことを考えて、いわゆるその人的な問題、あるいは場所のこと、そういうものを考えた中で、これは現在の1カ所でやむを得ないということをおっしゃっております。これに対しての委員会のほうでの反対意見というのは出ておりません。

それから、あとは、以上ですかね。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 今、事務局長のほうから御答弁いただいたんですけども、やはり私は納得できないと。議員の立場からすれば、やはり住民の要望というのはきちんと言っていかなければなりませんし、私自身としても、場所の問題は先ほどおっしゃいましたけれども、選挙管理委員会のほうから天萬庁舎の2階、3階という話もございました。天萬庁舎にはエレベーターもございます。いわゆるそうした面からでも、やはり私はぜひつくっていただきたいということがございます、場所の問題。それから、投票管理者等のそういう要員の確保の苦慮というのもございますけれども、これも私はできると思うんですよ。そういう面からでもやはり私はやって

いただきたいと。それから、これは例えばの話なんですけど、先ほど国政選挙が非常に告示から投票日までの期間が長いということでしたけれども、これ例えば、これについては投票管理者とか立会人、事務従事者の確保の苦慮があると思うんですけども、この問題についても、例えば会見地区の期日前投票所は、例えば最後の5日間に限って限定してでも開設する方法というのがあると思うんですよ。これちょっと事務局長にお伺いいたしますが、プラザ西伯に1カ所きちんとした期日前投票所があって、会見地区には例えば5日間期日前投票所を置くというのは、これは公選法上可能でしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 選挙管理委員会事務局長です。それは可能でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） これが可能であるならば、例えば国政選挙で非常に長い期間の期日前投票ではなくて、会見地区の投票所には例えば、町長、町議なんかは5日間なんですけども、5日間に限定してでもやっぱり投票所を開設して、やはり住民の皆さんに便利にそういう期日前投票をしていただくという形をとっていくのが私は非常に大切なことだと思うんですよ。それで、先ほど来、期日前投票は結局、当日投票に行かれない人がすると、それは確かにそうなんですけども、実態は今そうではないと私は思うんですよ。結構その日に投票に行かれる方でも期日前投票をしておられる方はたくさんいらっしゃると思うんですよ。そういう面からでもやはり天萬地区に、会見地区に期日前投票をやっぱりしていただきたいというふうに考えますけれども、再度事務局長の見解をお尋ねいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長（加藤 晃君） 選挙管理委員会事務局長でございます。実態として当日行ける人でも行ってるという話がありましたが、これについては確認のしようが私はありません。当日、宣誓書を書いてもらうわけですからそれは当日行けないということで宣誓書を書いていただいていますので、あくまでそれは当日都合が悪い方であるという解釈をしております。ですから、その投票機会をそういう格好で投票機会をふやすという意味では期日前投票はないと思っております。以前、期日前投票は昔は不在者投票というのがあったわけですが、これは投票日までに、例えば亡くなった場合だとね、その当日の7時までに亡くなった場合にはこれは選挙が後から、当日入れられませんので投票になりません。ところが、期日前は投票した時点でもう投票と認められますので、やっぱりそれは選挙と同じ、当日の選挙日と同じ扱いをとって

るということでございますから、この中でより、当然、立会人も置き、投票管理者も置き、そういう場所をきちんと設けてやるというのが期日前投票の趣旨でございますので、そういう関係から今まで1カ所とさせていただいて、そういう体制の確保とかそういうことが十分にできるということを考えているわけでございます。人員の確保については、いかなる工夫でもできるということをおっしゃいますが、やはり現実にこれだけの、今の、例えば5日間であっても、非常にこの期間については人員的には苦勞しております。特に管理者、それから職務代理のあたりは、職務代理は町職員の管理職を充てていただくわけでございますが、やはりこれはその責任的なものもございますので、そういう職を充てていただくわけございまして、なかなか日常業務の中で朝8時半から夜8時までということを確認できないわけですので、言いわけになるかもしれませんが、そこは御理解をいただきたいと考えてるところでございます。5日間という話、例えば最後の5日間、長い場合には5日間とかという話もありますが、これは選挙に限って変えるということはちょっとばらばらすると非常にまた不都合でございますので、いかなる選挙でもそういう格好で設ける格好になると思います。ですから、極端なことを言えば、町長、町議の場合は4日間ですか、期日前期間になりますけれども、そういう形でした場合には、その短期間ではありますが、やはり二重にその人員も要るわけでございますので、そこについては、過去ほかの短い選挙のときでもやはり1カ所ということをおっしゃっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） いろいろ御答弁いただいたんですけども、私といたしましてはやはり会見地区の、それから西伯地区の一部集落になるかと思っておりますけれども、住民の利便性を考えたら、やはりぜひとも置いていただきたいと思っております。これについては、私また恐らくしつこく質問すると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、中山間地の田に限定いたしますけれども、農政の今後の展望についてでございます。先ほど丁寧な回答がございました。ありがとうございます。私がこの質問をした理由でございますけれども、よく町長もわかっていらっしゃると思っておりますけれども、近ごろ非常に中山間地域において耕作放棄地がたくさん目立つようになってまいりました。言うまでもなく耕作放棄地がふえるということは地域の住環境、保水機能の悪化につながりまして、特に山間部の集落にとっては存続の危機につながってくるんじゃないかというふうに考えております。また、自給率の関係でいまましても、世界的な農産物の不作の事態、それから輸入の相手国との例えば関係が悪化したときにどうするんだと、農地がなくなったらどうするんだということもございまして、さらには、

耕作放棄地が目立つような地域では、例えば秋には黄金色の稲が実りますけれども、その黄金色の稲にかわってセイタカアワダチソウの花が満開するようなところでは、やはり人は入ってこない。

行政のほうにおきましては、中山間地域等の直接支払い推進事業など耕作放棄地の発生を最小限に食い止めようと努力されているところは、私もそれは認めたいと思いますが、ただ、本年の米価の下落、それから米の直接支払い交付金の半額というふうに非常に農家の減収が大幅であると。認定農業者や集落営農には、どうも何ですか、収入減少影響緩和対策、いわゆる、ならし対策があるようですけれども、ただそうはいつでも、皆さん全てが減収につながっているということがございます。来年以降は今、円安が進んでおりますけれども、さらに円安による、いわゆる、どういいますか、資材費が高騰していくんじゃないかということはまた生産費がふえていくということもございまして、それから、こういうことを言っちゃいいかわかりませんが、選挙次第によってはT P P交渉もちょっとやばいなというような感じがございます。平野部におきましては、農地の集積とか集約化は進んでいくと思うんですよ、確かに。ただ、中山間地は、先ほども町長がおっしゃいましたように、非常にそれも困難な部分が多いということがございます。果たして10年、20年後には、いわゆる中山間地域の農地は消えてしまうんじゃないかと、そういう危険性もある。ということは、それは山間部の集落の消滅にもつながっていく。きのうの質問の中で限界集落の話ございましたけれども、本当に集落もなくなってしまうんじゃないかと、そういう危険性があります。今、これ以上の耕作放棄地というのは出せない。この美しい南部町を守っていくため、子供や孫に残していくためにも今何とかしなければならないというふうに私は思うんですよ。今、町行政に求められているのは、確かに国の施策に従ってやるのもそれの一つの方法でございまして、その国の施策を利用しながらでも、さらに単町費を使ってでも何とか何らかの方策を講じていかなければ、この中山間地域の農地は守っていけないと、そういう思いから今回の質問をさせていただいたところなんです。

そこでお伺いしますが、農業委員会の農地パトロールによりますと、耕作放棄地、中山間地の面積が12.27ヘクタール、中山間地全体に占める割合2.4%、これは例えば、これは恐らく最新の情報だとは思いますが、例えばこれ昨年、一昨年に比べてこの耕作放棄地が、面積、それから割合がふえてるのかどうか、それについてちょっとお尋ねいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。耕作放棄地の実態ですけれども、全体の資料しかございませんので失礼します。20年度からちょっと調査はしておりますけれども、一旦、2

3年、4年あたりで少し減った格好になっておりますけども、25年度にかけては少しずつふえておるといふ状態でございます。数字的にいいますと、23年度が全体で12.2ヘクタール、24年度は12.5ヘクタールになって、25年度では15ヘクタールになったというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） やはり耕作放棄地はふえつつあるということがはっきりしております。それで、先ほどの質問の中で、中山間地域の協定を結んでいない地域の今後の施策ということで話をしたときに回答をいただいたんですけども、その中でやはり協定を結んでいない地域の今後の施策ということで集落内での話し合いということでございました。確かに集落内での話し合いは非常に大切だと思いますが、ただ、例えば私の地区もそうなんですけど、集落内で話し合いをしてもなかなか結論が出ないと。例えば、集落内でそういう頑張ってやっていただく方がいないということもございますし、じゃあ、隣の部落と一緒にやろうやということを言っても、仮に隣の部落にもいないということになれば非常に大きな問題になってくる。そうした場合には、結局は他地区、いわゆる私の地区からいいますと、下のほうにおりた地区に話を持っていかねばならないということで、非常に困難さがあるということがございますが、とはいっても、やはりやっていかなければ耕作放棄地はふえていくということでございます。そういう場合に、どういたしますか、町のほうでその辺はきちんとリーダーシップをとっていただいて、例えば私の地区、隣の地区でそういう担い手がないという場合には、そういう相談を持ちかけたときにはやはり町のほうがリーダーシップをとって、じゃあ、この地区が例えば担い手がいるから、その地区にちょっと相談してみようやいうやな形でやっていただかなければ私はならないと思うんですけど、その辺については町としてはやっていただけるかどうか、ちょっとお考えをお尋ねいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。なかなか具体的なところは悩ましいところがあるんですけども、大きく言いますと、最終的にはもう振興協議会単位ぐらいまで広げてというような話になるかもしれないなというふうに。議員御出身の賀野で考えますと、それぞれ3つの谷があるんですけども、極端に言ったらその谷ごとで考えて営農を考えていかないといけないようなことになるのかなという気もしておりますけども、もちろんそういうときの話し合いの中には産業課のほうも入らせていただいて、いろんなアイデアも出したいなというふうに思ってお

りますけども、やはりベースとなりますのは、まず地元のほうで、地域のほうで考えていただいて、本当に自分とこの集落の農地保全とかそういうものをどうしていこうかというところをまずベースとして考えていただいて、言われるようにまず、なかなか俺が頑張ってるわという人はなかなかいらっやらないかもしれないんですけども、そこら辺は連絡網としてはこちらのほうを活用していただければ十分使っていただけるんじゃないかなと思っております。もちろん話し合いの中にも入っていかんきゃなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 先ほど人・農地プランの関係で、12月に皆さんを集めてお話をするということがございましたが、恐らくそれには中山間地域の方も集落も恐らく呼ばれると思うんですけども、その後ですね、今言った問題はその後のことなんですけども、やはりしっかりと町のほうにリーダーシップをとっていただいて、とにかく、これは理想になるかもしれませんが、とにかくもうこれ以上の耕作放棄地はふやさないんだということをしっかりと行政、それから住民、全ての皆さんでそのことを再確認して、やはり変な言い方しちゃうんですけども、一大運動にしてでも、やはり南部町内のそういう農地は保全していかなければ、先ほど来申しましたように、人口増対策もやっておられますけれども、さっきも言ったようにセイタカアワダチソウが田んぼに生えてるところじゃなかなか人も入ってこない。いわゆる農地の保全は農地だけに限らない。やはり人口増対策、そういう面からも非常に大切なことですので、ぜひともきちんとその辺のことは行政が中心になってやっていただきたいと思えます。

残りが5分になりましたので、最後の質問ちょっとさせていただきたいんですが、これは町長にちょっと強烈なことをお願いするんですけども、町としての決意ということで、これから耕作放棄地を出さない、そのためにはどうしたらいいかということで先ほど来話がありましたけれども、先ほど来の町長の話の中での耕作放棄地の発生を最小限とどめていくのか、それとも、例えば今、米の生産が過剰だということでございまして、米価も下落いたしましたけれども、例えば米のかわりに個人農家に大豆、小麦、そういう他の穀物ですね、これを町がいわゆる反当たりの補助金を上積みして出してでも、そういう大豆、それから小麦なんかの他の穀物をつくるような、奨励するような施策を展開してでも個人農家を守る、そういう形も私はとれると思うんですよ。国策だけじゃなしとですね、町単独でもやれば個人農家はちょっと元気が出てくるんじゃないかというふうにも考えますし、それから、今、国がやっておりますけども農地の集積、それから集約化、これはどうしても引き受け手のないところはあると思うんですよ。集落の中で話し合いをしてまともならず、また近隣の集落とも話し合いをして、それでもまともならない。先ほど課長が

おっしゃいましたように、例えば地域振興協議会単位でやっても、それでもなおまだ余るところは、やはりどうしたらいいのかということやはり考えていかなければならないということで、町全体で耕作放棄地をふやさない、南部町の環境保全のためにはとにかく町民一体となった、そういう何か運動の構築が必要だと思っております。例えば、そうはいつでも農業の従事者が不足しているよということであれば、例えば町民全体の中に農業お助け隊とか、そういう募集のかけ方もあると思っておりますよ。結構興味を持っておられる方いらっしゃると思っております、町民が一丸となって、やはり私は耕作放棄地の防止に努めていかなければならないというふうに考えます。

最後に、町長に決意表明、耕作放棄地をふやさない決意表明をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。決意表明をせえということでございますが、私もその中山間地というか山間地に住んでおまして、今の米澤議員の御質問の言わんとするところは非常によくわかりますし、まさに我が集落のことでもあるわけであります。

明治の初めごろにイザベラ・バードという女流探検家が我が国へ訪れまして、非常にこの隅々まで行き届いた農地の管理状況を見てすばらしいということを残しておられます。これだけ世界各地行って手入れの行き届いた地域はないということで、そういうことからいって今の現状は非常に憂えるべく現状であります。国力の低下といいましょうか、そういう国の農業が国のもとの基本になるならば、非常に情けない状況だとそのように認識をいたしております。

そこで、耕作放棄地をどのように減らしていくのかということでもあります。解消していくのかということでもあります。米澤議員は中山間地のことを主に言われましたけれども、現在はこの国費をかけて圃場整備をした平場でも耕作放棄地がたくさんありまして、そういうことで代表されるように、農業というものが非常に衰退をしてきてる、農業を産業として見たときに、非常にこの所得の上がない衰退したものになっているわけでもあります。これを何とかせんといけんというのが基本的にあると思いますが、いずれにいたしましても大変ゆゆしい問題だと思っております。現在、国のほうでは大きなこの農政改革ということが今年度から取り組まれて、これは時間を追って最終的には大きな改革につながっていくわけなんですけれども、そういう状況にございます。

そこで、国が言っておりますのはお米、主食用米を毎年1%ずつ、800万トンのうちの1%ずつ高齢化などによって消費が減少してくるということを見込んでいます。何もせんでも消費が減少してくる。それを価格保障で支えていくことの限界というものを言っております。し

たがって、来年の7月、6月ごろの在庫が220万トンとか240万トンとかいうような見込みが立っておりまして、米はもうとにかく過剰生産でだぶづいておると、こういう状況の中で価格保障を続けていけば財政負担がもう限りなく発生してくるということでもあります。そういう現状の中で飼料用米に切りかえていけど、こういうことを言っております。飼料用米に切りかえていきますと、いわゆるその国産のいろいろ牛肉だとか豚肉だとか乳製品、いろいろ消費いたしましても、その餌となるものが輸入してある場合には国産の消費ということにならないルールになっておるそうであります。自給率に影響しないと。結局、飼料を外国から入れている場合には、いかに国産の鶏を食べようが、乳製品を食べようが、全てこれは自給率には関係しない、そういうことにカウントしないルールになっておるようでありまして、やっぱりその餌というものをどのように確保していくのか、餌を確保すれば必ず自給率は上がると、こういう仕組みになっているということでもあります。国では、飼料用米をとにかくつくれということ。飼料用米をつくっていただければ、アメリカだとか南米のほうから輸入している代金をその飼料用米の補助金に充てればいいわけですから、特別な財政負担が要るわけではないわけでありまして。そういうことで進めております。

私もいろいろ理屈を聞いてみまして、やっぱりそのほうがいいたろうというように思っているわけです。というのは、中山間地に住んでいて農地の保全が一番困るのは雑草です。雑草との闘い、草との闘いなんですよ。ですから、田んぼに水を張って、そして水系を管理しながら飼料用米をつくればこの雑草は生えない、それから農地の維持管理ができるというようなことで、そしてまた自給率の向上にもつながるということで、二拍子も三拍子も理屈の通った施策だというように私は思っているわけです。ですから、中山間地の耕作放棄地を出さないためには、できるだけ水張り水田にして雑草、草を抑えて飼料用米をつくっていただくということを推奨していけばいろんなことが解消していくように思うわけです。そういう基本的な考え方を申し上げておきたいというように思います。

それともう一点は、町の施策でどうのこうのおっしゃいましたけれども、町の施策もいいわけですが、国がいろんな施策を打ち出しておりまして、従来は中山間地の直接支払いは傾斜度のきつい奥地のほうで事業を進めてください、平地のほうは農地・水でやってくださいということ済み分けして大体進めていました。しかし、ことしから一緒にやっていただくと、それで、いいですよということに切りかえております。例えば、我が部落では、集落では、一緒にやるということやっておりまして、例えばその保全管理の関係ですね、農地の維持支払いというようなこういう事業で農道整備などをやって、結局やっしまえば今度は中山間の直接支払いのお金

が余ります、従来それでやっていたわけですから余る、これは農家ごとに分けてもいいと、こういう方針が政府のほうから出ておりまして、ですから、セットでやって、一方を使ってその農地の保全だとか農道の補修などを進めていただいて、一方で農家の頑張り賃として分配するというようなことも可能だということでありまして、非常に使い便利がよくなったなと思っております。そういうその国が打ち出している施策というものにしっかり乗って、それで自分の住んでいる中山間地域の農地をどのようにしたらいいのかというようなことを、少なくとも一人でどんなに考えていっても難しいので、集落でやっぱり話し合っただかんといけんということです。話し合っただかんと、ああ、そういうことかという気づきもあると思いますから、そういうことで仲間をふやして、まず集落からやっぱり守っていきこうやという気持ちになっていただかんといけんのではないかと思います。町のほうはそういう面ではしっかり支援をしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） ありがとうございます。ここでまとめたいと思いますけれども、期日前投票所については、私は納得しておりません、はっきり言って。やはり会見地区、この期日前投票所の設置については私は必要だと思っておりますので、何回も、これからもまた質問するかもしれませんが、努力する方向で私は要望に応じていただきたいと思っております。

それから、農地の問題につきましては、先ほど最後に町長がおっしゃいました集落の話し合いが最も大切なんだよ、本当にそうだと思います。町のほうはしっかりとリーダーシップをとっていただいて、各集落の土地の、農地の所有者、その方に理解を得られるような形で運動を展開していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、3番、米澤睦雄君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は10時30分からにします。

午前10時11分休憩

午前10時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

続いて、6番、景山浩君の質問を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山でございます。議長のお許しをいただきましたので、

生活困窮者自立支援法についての一般質問を行わせていただきます。

昨年12月、生活保護法の改正とあわせ、生活困窮者自立支援法という新たな法律が成立し、来年4月の施行に向け、福祉事務所を設けている当南部町でも準備が進められております。これは、従来からある生活困窮者に対する生活保護法によるセーフティーネット機能が、製造業を中心とした生産現場の海外移転や不況による職場の減少に伴う失業や高齢世帯の増加、ニートやひきこもり者の増加等々の社会経済の構造的変化によって引き起こされた受給者の急増で、その存続が危ぶまれるような状況に陥ったために、保護対象となる以前の段階で支援する制度を創設しようというもので、福祉事務所を設置している我が南部町もこの法によるサービスの提供者となります。また、以前この議会でも生活困窮状態に陥った方へのワンストップサービスの必要性を質問いたしましたが、この法律ではその方向性も示されているようでもあります。いまだ施行されていない法律制度であり、検討中の事項もあるかとは思いますが、その制度概要と当町における運営体制整備の計画や状況、従来からある生活保護制度や求職者支援制度等との関連について伺います。

1番、生活困窮者自立支援法と、それによって実施される施策とはどのようなものでしょうか。2番、南部町における運用体制はどのように計画されているのでしょうか。3番、運営自治体によって必須事業のほかに任意事業とされているものもありますが、当町ではどのような取り扱いを予定されているのでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えをしております。生活困窮者自立支援法の制度概要と当町による運営体制等についてでございます。

初めに、生活困窮者自立支援法と、それによって実施される施策とはどのようなものかについてですが、生活困窮者自立支援法の制度の概要は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の処置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としたものです。本制度の背景として、全国的な生活保護受給者の増加があります。生活が困窮している者に対しての支援制度としましては、セーフティーネットである社会保障制度や労働保険制度、そして生活保護制度がありますが、増大する生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階から早期に支援する、いわゆる第2のセーフティーネットの充実・強化を図り、さらに、生活困窮者の生活を重層的に支えることが必要とされてきました。法案は平成25年12月に成立し、法

施行は平成27年4月1日であり、全国全ての自治体が事業を実施することになります。事業の内容は、必須事業として自立相談支援事業と、住居確保給付金の支給があります。自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、ニーズの把握に努め、そのニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を作成し、必要なサービス提供につなげていきます。体制的には、相談業務全般をマネジメントする主任相談支援員、生活困窮者へ相談支援を行う相談支援員、ハローワークなどと連携し就職支援を行う就労支援員の、3職種の人員を配置することになっています。

もう一つの必須事業である住居確保給付金の支給につきましては、離職により住宅を失った、またはそのおそれが高い生活困窮者であって、所得などが一定水準以下の者に対して期間を定めて給付金を支給することで就職活動を支援します。任意事業としては、就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から期間を定めて実施する就労準備支援事業、住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う一時生活支援事業、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸し付けのあっせんなどを行う家計相談支援事業、生活困窮家庭の子供への学習支援事業、その他、自立の促進を図るための事業の5事業がございます。

次に、南部町における運用体制はどのように計画されているのかということでございますけれども、現時点での考えとしましては、平成27年度は福祉事務所が中心となり、必須事業の自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給を実施する方向であります。必須事業のうち相談支援につきましては、福祉の専門性を有している相談員の配置が必要でありますので、社会福祉協議会への委託も含め検討しているところであります。また、就労支援員につきましては、南部町では生活困窮者の支援体制の構築に向けて平成25年4月から2年間職員をハローワークに派遣し、就労相談での連携や充実に取り組んでいるところでありますので御安心いただきたいと思います。

最後に、任意事業についての計画はということですが、国の補助基準額がまだ示されていませんので、実施につきましては現時点では未定ですが、家計相談支援事業の実施を検討しております。生活困窮者の家計には相談者が抱えるさまざまな課題が経済的な問題となってあらわれます。そのため、まず家計の視点から相談支援を実施することにより、背景にある根源的な課題を相談者とともに理解し、相談者自身が家計を管理しようという意欲を高める効果が期待されます。再び生活困窮状態になることを防ぐ観点からも、みずから家計管理ができるようになることを支援する家計相談支援事業の必要性は大きいと考えております。制度導入後の基本的な体制は、自立相談支援事業の相談窓口が包括的な相談を受け付け、支援をしていくこととなりますが、生活困窮者を含む相談につきましては、現在も役場の関係課や地域包括支援センター、社会福祉協議会、

民生委員など関係機関で連携して対応しておりますので、今後も同様に連携して生活困窮者の把握や支援を行っていくこととなります。社会福祉協議会及び県や西部の関係町村と協議、準備を行い、4月からの円滑な制度運営をスタートさせたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 御答弁ありがとうございました。実際にまだ施行になって運用もされていないということですので、どうやっていこうという方針、予定、計画、そういったものを御答弁いただくことになろうかとは思いますが、この生活困窮者自立支援法が成立をして、その条文と、それとこの厚生労働省社会・援護局から首長さん宛てに出てるこういうお願いの資料、これだけしか私も適当なものがなかったので、この中から気がついたことを質問させていただきたいと思っております。

最初に、こういった従来から社会福祉協議会とか、もちろん福祉事務所でも相談事業とかを行っておられたわけなんですけれども、確かにこの生活困窮者自立支援法がうたっているようなことが必要な社会状況になってきているなというふうに改めて思われました。どういうことかといいますと、私の周りにもといいますか、町内にも、例えば職場がなくなったりですとか、病気やけがで離職を余儀なくされたりして、昔ですと、おじいさんもお父さんもお母さんも若い人も一家の中でみんな稼ぎ手であったという家庭というのは結構多かったんですが、今は年金受給者のお年寄り、そしてお父さんとお母さんが働いておられますが、以前のような手厚い雇用の体制ではない、割と不安定化したような条件で、なおかつ団塊の世代の皆さんと比べて給与水準も低いようなそういった状況で家計を維持しておられる、そういったところで離職によって収入がぐんと落ちてしまうと、本当にいつ誰がこの生活困窮者になっても、どの家庭が生活困窮家庭になってもおかしくないなといったような、そういう世の中がだんだん進んできているというふうに私自身も実感をしています。これは、よそだけではなくて私自身にも言えることです。そういった状況でこの法律ができて、従来は自助といいますか、自分の生活は自分で守るんだというのがもちろん第一の条件だったはずなんですけれども、それが少々危うくなったというところで、共助ではなくともう公助をそのままやっっていこうという、そういった社会的な要請が出てきているという。個別の質問に入ります前に、そういった変化があって、役場としての出番が求められていることに関して、町長としてどういうふうにお感じになっているのかということ伺ってみたいというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。今の社会情勢の中で役場としてどのようなことが必要になっているかということを考えてるかということでございますけれども、役場は一応法律に基づいた公助というものの中で住民の皆様が安心して生活できる支援をしていくということを目指しているわけですが、やはり公助をやる上でも、公助も必要ですが、やはり住民の皆様と一緒にともに支援、支えながらやっていくっていうまちづくりっていうのをつくっていかないと、公助だけではなかなか難しいというのが私としての思いであります。そうした中で公助をどうしていくかということですが、やはり国としましても今、景山議員さんが言われましたように第1のセーフティーネットであります社会保障、それから雇用保険があるわけですが、最後のセーフティーネットとしまして生活保護制度というのがあります。その間をやっぱり埋めていかないと住民の皆さんの安心というのが成り立たないという思いがあって、今の生活困窮者自立支援法ができたというふうに思っております。第2のセーフティーネットとしましては、今の求職者支援制度といたしまして、雇用保険がない会社に勤めておられる方が離職されたような場合は、雇用保険に準ずるような制度として就労支援とか、必要に応じて給付金を支給して次の仕事につないでいくような制度ができておりますし、住宅がないと、南部町の場合はほとんどないと思っておりますが、都会の場合は社宅に住んでおられて、会社が倒産したというような場合は住むところがなくなるというような課題がありますので、そういう方に対しては一定期間住宅を、家賃を助成して、その間に新しい会社に勤めていただく、就職していただくというような制度で第2のセーフティーネットというふうな部分ができております。それをより厚くするということですので、南部町としましても、その制度を十二分に生かして、そうした中で相談をしっかり受けて制度につないでいくというような支援をしていけたらなというふうに思っております。

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 課長のほうは個別具体的にいろいろ申しあげましたけれども、総括的にということだったので私のほうからもちょっと話ししておきたいと思っております。

終戦から戦後、非常に経済発展を遂げて、世界第2の経済大国というようなすばらしい豊かさと繁栄を手に入れたわけですが、その影にあって、必ず光と影の部分があるというぐあいに思うわけですが、バブルが発生し、その後失われた20年と言われておりますけれども、デフレ経済の中で。結局、その繁栄の影の部分というのがぐっと表に出てきたというように思う

わけです。随分、気がついてみればその格差が激しい社会になったというようなこともあります。国土政策が本当によかったのかどうなのかというような問題もございます。今、地方創生が言われておりますけれども、結局そういう光の部分もあったけれども影の部分が今急速に表面に出てきて、そういう問題もきちんと対応しなければ国としての一つの経緯はうまくいかないということだろうというように思っております。

そういうことばかりでなくて、もう一つは先般、生活保護世帯が史上最高の世帯数になったということですから、歯どめをかけるどころか、むしろそういう影の部分が進んでおるといふぐあいに思っております。そういう状況であって、国としてもそういうことに鑑みてこのような法制定を通じて、セーフティーネットを厚くしていこうということだろうというように思いますが、いずれにしても、住民生活に直結する市町村の役割というのは今まで以上にまた大切な役割がある、課せられるだろうと、このように思っております。

結局、国や県は住民からは随分遠い存在でありまして、住民に身近な市町村が住民の皆さん方の暮らし向きに絶えず関心を持って、政策のぶれといひましようか、そういう部分についても対応していかざるを得んと、こういうことだろうというように思っております。

しっかりやりたいと思っておりますので、また何かと御協力、御指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） それでは、1番、2番、3番、前後するかもしれませんが、個別のことについて、本当に純粹にこれは私がどうするんだろうなと思ってることを伺わしていただきたいと思ひます。

まず、この法が施行された後、南部町でどの程度この制度の利用者といひますか、利用規模といひますか、そういうものが発生をするというふうにお考え、予測になってるのか、生活保護を實際に発生をしてるその量と合わせてでも、大体これくらいかなということをお教へいただければなというふうに思ひますが。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。制度が発足して相談窓口を設置した場合、どれくらい相談があるかという、想定しているかということでございますけれども、なるべく、本当はないほうがいいですけども、相談をしたい方があれば、なるべくたくさんの方に利用していただきたいというふうに思っております。

生活保護の相談件数をちょっと御紹介させていただきますと、今年度は11月末現在で14件、

延べ19件、14人で延べ19件の相談を受けております。大体平成25年、23から25年度、3年間につきましても、大体30件弱で延べ40件前後の御相談を受けておりますので、それ以上の相談があるんじゃないかなというふうには思っております。

国といたしましても、制度自体では生活困窮に陥るおそれのある方を対象にということをおっしゃっておりますけれども、なるべく幅広く相談を受けていろんな機関につなげるというような、相談に乗ったりつなげたりしてもらえたらということをおっしゃっておりますので、なるべく多くの方に相談に来ていただけたらなというふうには思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） なるべく多くの方に相談に来ていただけたらということですが、この事業に対してはその、このラインからの方を支援対象としますよといったような基準的なものはないということでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。相談支援につきましては、特に対象につきましては先ほど言いましたように生活困窮のおそれがある方ということになっておりますけれども、特に所得制限とかいろんなものがあるというわけではございません、制限としては。ただ、それに対してつないでいくような事業とか制度が、どちらかというところと所得制限とか、いろんなものがある制度が多いですので、それにのっかっていけるかどうかというのはまた次の段階という格好になると思います。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 最初の御答弁にもありましたけれども、そうしますと相談事業ということは従来から福祉事務所でも行っておられたでしょうし、社会福祉協議会、そのほかいろんなところで行ってきかれます。社会福祉協議会のほうのお世話もいただきたいといったような御答弁もあったわけですが、その支援員とか、そういうもの以外に具体的に従来の相談業務とどこが違うっていうところがありましたら教えていただきたいです。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。従来の相談も、相談を受けて、何といいますか、受けた場合、必要に応じて関係するところに相談をしたり、情報を提供したりさせていただくような格好をとっておりますけれども、今回の法律に基づく自立相談支援事業に基づいた相談になりますと、その方が相談を受けたら、どっちかいうと関係の方を呼んでその中で必要な本人様含めてどうしたいかというような相談を受けて、それに向かって支援をしていくとい

うような、どっちなかいうと本人の主体性を重んじながら支援をしていく、生活再建とか、目標を持った自立に向けた支援をしていくというような格好になりますんで、寄り添い型の支援ていいですか、そういうのが全面に出てくるような支援になるというふうに思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 寄り添い型の支援、何か具体的にちょっと。済みません。もう一遍、今までの相談との違いというのは、大きな違いはないということでしょうかね。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。ちょっと説明が不足して申しわけありません。どちらか、今までは、どちらかいうと原則は紹介をしてそこにつなぐというのが多かったと思います。全てがそうじゃなくて、付き添い等もする場合がありますけども、原則はそういう格好だと思えますけども、この新しい制度と一緒に、本人がなかなか一人じゃよう行かないというような場合とかも含めて、一緒についていって手続等の支援も一緒にするとかですね。そういう格好での支援をやっていくということで、より何ていうか厚い支援をしていけるようになるというふうに思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 何となく理解できました。多分、以前も質問させていただきました、たしか以前この場で質問したときには、滋賀県の野洲市で行われてる何とか市民支援、生活支援課だったでしょうか。名称を忘れましたが、そのワンストップサービスで、例えば給食費だとか住民税だとか保険料だとか、そういういろんなものに問題が広く波及をしているところを、1カ所でその問題解決の相談に乗っていきましょうということをやっていただけないものかといったようなところで、今回のこの自立支援法のガイドといいますか、施行に向けてという資料の中でもその事例が出てるんですけども、その私が質問したときから野洲市のほうは、多分これ中に例も出てますけれども、皆さんが寄ってたかってこの支援をするんじゃないかって、窓口の方がそういう税の関係だとか年金の関係だとか、給食費だ、いろんな問題の総合的な知識を身につけて、それを相談者の方の状況を把握、勘案した上で適切なアドバイスをしていきましょうといったように、どうも進化をしておられるような例が書いてありましたが、結局そういったことなんでしょうかね。所長。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。今の野洲市のワンストップサービスの御紹介がありましたけども、できるだけそういう格好での体制づくりをしていくという格好

になるというふうに思っております。

ただ、野洲市の場合は、人口規模が南部町より大きい市でございますので、体制的に南部町で野洲市と同じくらいの規模の体制はできないというふうに思っておりますので、そこら辺は連携をより密にするという格好でのその職員の意識の共有化とか、そういうことで支援レベルを高めていくというような格好になるというふうに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） この法律の中で出てきますのが、生活に困ってるその失業だとか、そういうことだけではなくって、ニートだとかひきこもり、そういう社会から孤立した状態で生活困窮に陥った方といったような、そういう方もどうも想定をされているようです。そういう助けてほしいということを窓口まで来て意思表示をされる場合ですと、まだ手の差し伸べようもあるんですが、そうでない場合、じっとこうこもってしまっておられて、にっちもさっちもいなくなってしまう危険性が非常に高いといったような方には、どんどんそういった方を探しに行き、そして声をかけて、手を差し伸べることも必要だという非常に難しい、なおかつ自立を支える自覚を持っていただくといったような従来の行政の法に基づいた政策を施行していくことからすると、かなり高度なものが求められている内容だなというふうには思うんですけども、その情報の収集ですとか、探しに出かける、アウトリーチをするといったようなことは、今のところではどういうふうにしてそれをやっていこうというふうにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。アウトリーチの件につきましては、今までも町長答弁でありましたように、民生児童委員さんとか、書いておりませんが、社協の関係の地域福祉員さんとか、包括支援センター、それから、伯耆の国とかでケアプランを作成、ケアマネジャーさんとか、そういう、あとは地域の方とかの情報とか相談とかによりまして、そういう支援が必要な方については情報をいただきながら、必要な支援を提供できるような格好をとらせていただいているところでございますけども、今後も形としましては、今のそういう地域の資源とかの中でやっていくような形になるというふうに思っておりますので、制度の趣旨を説明させていただいて、より地域に関心を持っていただき、情報提供及び支援のお手伝いもあわせてしていただけたらなというふうに思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 資料の中に北陸といいますが、東北ですね、東北のほうの3,600人ほどの人口で、ニート、ひきこもり、調査をしてみたら113人という町の例が実際出て

ます。私たちの町でそういった調査、実際はされてるのかされてないのか、多分されてないのかなという感じはするんですけども、そういう把握も多分今後はしていく必要が出てくると思うんですけども、そこら辺のことはいかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。やはり個別の調査っていうのも必要になる場合もあると思いますけども、今のところ地域の、これは本当に地域づくりのほうにも安心・安全、見守りとかの、そういうまちづくりのほうの視点からも必要な部分だと思いますけども、やっぱりそういう計画を立てていく中で、ひきこもりの方とか、そういう方があるなっていう情報は地域の方が一番よく御存じだというふうに思っておりますので、できましたら、そういう情報をできたら御家族の方の御了解をいただいて、つないでいただくというような格好での対応をしていただけたらなというふうに思っております。一応、どれぐらいの人数がおられるかというのは、実際把握しておりませんので、何とも言えませんが、当面はそういう格好でいかせていただけたらなというふうに思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） さすがにこの例で出されてるような、働ける世代の中の9%ぐらい、10%に近いような方が、調べてみたらひきこもりだったというところまでは、さすがに南部町はいかないとは思いますが、それでも、しっかり調べてみたらかなりの数がおられたといったようなことも予想されます。現状をしっかり把握をするという面からも、何がしかのその調査、把握行動というものがお願いをしたいなというふうに思います。

それと、今の相談支援事業というものだけに絞って質問させていただきました。この相談支援事業と、あと住宅の確保の給付金というこの2つの必須事業、当面はやっていきたいという御答弁でございましたのであれなんですけれども、任意事業となっている4つの事業がたしかあります。職業訓練ですとか、住居や衣食の提供、それと相談事業をさらに進めたような家計相談の支援、そして子供たちへの学習支援事業というものも、それぞれ、なるほどな、こういうことがあれば本当に困っておられる方にとっては非常に助かるよなと思われるような事業でございますので、当面の必須事業を軌道に乗せた後には、ぜひこの任意事業についても、単独の町でやれるのかどうなのかちょっと、わからないといえますか、少し荷が重いかなと思われるところもありますが、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

済みません。突然、教育長に飛ぶんですけども、この任意事業の中で、生活困窮家庭の子供たちに対するその年齢が低い時点での教育支援というのは、かけたコストに対して非常に効果が

高いというふうにも言われておりますが、こういうものが現在でもそれに趣旨は同じようにしたものは、取り組んでいращるかもしれないんですけども、この法律が求めている、本当に生活が困窮になるまでのところの予防の支援としての学習支援という面について、じゃあ担ってくださいねって言われたときにはどういうふうにお考えになるのか、どういうふうを実施をしないっていうふうに思われるのか、よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、突然の指名ですけど、答弁をよろしくをお願いします。

教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。この法律といいましょうか、十分にまだ勉強してないところもありまして、ピントのずれたようなことを申し上げるかもしれません。2点お話をしたいと思っております。

1点は、実はこれ事務局でも少し先日から話をしているところなんでございますけども、要保護、準要保護家庭という制度を運用いたしております。現実これまで運用してまいりました形態っていうのは、教育委員会にかけるわけでございますけれども、やはり公平でないといけんていうことをまず大事にいたしまして、比較的数値を厳密に精査しながら認定を行ってきたという経過がございます。しかしながら、ぎりぎりのところの方も実際はおられるわけでありまして、非常に心配だなというようなところがかいま見える事例もなくはありませんでした。

そういうあたりのところをどのようにカバーをしていくのかというのは、一つ今の議員さんの御質問を聞きながら、改めて教育委員会としての課題でもあるなというぐあいには思っております。一度また教育委員会のほうでもお話をしながら、委員さんの御意見も頂戴してまいりたいと思っております。

もう一点、お話しできるかなと思いましたが、学習をどう保障をしていくのかっていうところだろうというぐあいには思っております。経済的にしんどい御家庭の子供さんが必ずしも学力が低いということでもないだろうというぐあいには思っておりますけれども、そういう手当てを必要とする場合も多分あるだろうと、これも推測ができるわけでありまして。そういうときに、現場のほうには単町費で学習支援教員ていうのを実は配置をしていただいております。少し学力の心配な子供さん、あるいは、特別な配慮を要するような子供さんをしっかりとサポートしていくという仕組みをつくり上げておりますけども、この取り組みの延長線上で夏休み等活用しながら一定の手当て、応援をさせていただくというようなことは現在の仕組みの中で少し枠を広げていけば可能なかな、そんなことを思いながら議員さんの御質問を聞かせていただいております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 突然の御指名で申しわけありませんでしたが、お答えをいただきましてありがとうございました。

ボランティアによるその学力支援活動、いったら勉強教えてあげるようなそういったことが1つの例として出されてもおります。それがうちの町にぴったりフィットするのかなのかということ、いろんな観点から考えないといけないことではありますが、今、突然教育長にちょっと御意見を伺いましたように、この生活困窮者自立支援法のお願いの中にも出ておりますが、非常にこの従来、福祉といいますと、その福祉担当セクションが担って、その中で割と完結をさせるようなことが多かったわけですけども、だんだん近年、福祉といえども例えば教育委員会であったり、先ほど町長の御答弁にもありました、生活保護世帯がどんどん史上最多を更新し続けているわけなんですけれども、ただその中でも、その他の世帯といわれる障がいをお持ちだとか、高齢者だとか、傷病の方、それと離婚された母子家庭の方、それ以外の普通に働けば働くことができるという家庭、その他の家庭というのは、最近の雇用の需給関係の変化でぐっと減ってきているということもあります。ですので、雇用関係が従来と同じようであれば、もっと上乘せしてふえていたということもあまして、産業活力、産業活動が活発であるか活発でないかによってもこの福祉っていうのは、当然ですけども大きく左右されてくるということから見ると、産業政策、きのうもきょうも出ておりましたが、例えばまきをつくることを1つの産業として興して仕事にしていくといったようなとか、農作業だとか、いろんなことが地元では考えられると思うんですが、そういう際限のない全町的な体制というものは当然、福祉セクションが中心にはなるんでしょうけれども、その周りが全ての全町的な有機的な組織体制というものが必要ですし、さらにはほかの、町だけではないほかの機関とか民間とか、そういうものもネットワーク化をしていくといったようなことが非常に重要になってくるんだらうなというふうに感じております。

まだこれからスタートする制度ですので、非常に答えにくいところをお答えいただいたのではなかったかなというふうに思いますが、先ほど言いました全社的といいますか、全町的なその組織体制の整備、そして、さらには地域づくりという観点からもそういう生活困窮者を出さない、もし出てもまた自立に戻っていけるといったような、そういう地域づくりも含めて首長さんの強力なリーダーシップをお願いしますといったようなことが、このお願いの資料にも書かれております。最後に町長の御感想をいただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思いますと思いますが、よろしく願いをします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今の最後におっしゃいましたけれども、地域づくりも含めてということなんですけれども、私もまさにそのように思っております。

結局、地方創生というようにいろいろな言葉でフレーズで語られておりますけれども、随分とその地方が衰退してきて、国家、国そのものもなかなか見通せないような状況の中で、改めて地方の持つさまざまな資源だとか、魅力だとか、そういうことに改めて光を当てて、地方創生というフレーズで新しい分野を切り開いていこうとなさっているわけなんですけれども、国もそういう方向なんですけれども、一方で、そこに参加をしていく人がなかなかこの同じスタートラインに立てない、経済的にもなかなか自立もできないというようなことがあれば同じスタートラインに立てないというわけですから、こういう仕組みも必要ではないかと、このように思っております。私から言わせますと、こういう改めて法律をつくらなくても、我が町では既に、さっきもおっしゃったようにどこが違うのかということおっしゃいましたけれども、大体いろんな仕組みが機能していて、ネットは張られておるといように思っております。その上に重層的に張るといことですから、結構なことだとは思いますが、改めてこういうことを言わなくても、暮らしのネットは張ってあるとこのように思っておりますし、それから、全町的にいうことをおっしゃいましたけれども、全町的にそういう体制はあると思います。暮らしのそのほころびだとか、行き詰まりだとかいうようなことは、基本的には滞納がというような形にあらわれる。利用料が払えないとか、そういう形になってあらわれるわけでありまして、それから学校の子供たちの様子がおかしいとか、そういう具体的な姿になってあらわれるわけですし、そこにやっぱりきちんと目を観察の目を持っていて、早目からその情報をキャッチするということについては、既にやっているわけです。税務課のほうからの連絡だとか、いろいろ対応しておりまして、南部町においてはそういう新たな制度が今までの制度を補完するという位置づけで拒否はしませんけれども、より補完をしてくれる制度だという受けとめ方をして対応していきたいというように思っております。

それから、町では、随分御心配もいただきましたけれども、2年前からこういう厳しい雇用情勢の中で、その職を持ってやっぱり働かないといけないわけでありまして、ハローワークに職員を派遣しまして勉強していただいております。これは従来、職業紹介などの事務は国の事務になっておりまして、町村では非常にノウハウを持たないという嫌いがあったわけです。ところが近年のこの地方分権というような中で、町村がきちんと申請してやればこのそういう事務もできるようになりましたので、2年前からそのハローワークに職員を派遣しまして、研修をしていただいているわけです。ですから、そういう職員が来年の春は帰ってきますので、そういうものも十分に活用して職業紹介だとか、そういう分野での機能を高めて、生活困窮というようなこ

とにならないように支えていきたいというように考えておりますので、御了解をいただきたいと思ひます。

それで改めて、本議場でこの様子をS A Nチャンネルで見ておられる方も多しと思ひますので、申し上げておきたいというように思ひわけですけれども、とにかく困ったときに相談に来ていただくと、相談の声を上げていただくということが一番です。町のほうからお困りのことはございませぬかというよなことはなかなか言ひませぬので、困ったときに、民生委員さんでもいいし、それから、もちろん町会議員さんでもいいし、どなたでも結構ですからS O Sのサインをとにかく出していただくということす。そういうことを通じて行政は随分動きやすくなりますし、効果的でもあろうと思ひます。ぜひ、恥ずかしくはありませぬから、何でも困られたことがあったら御相談をいただくという、声を出していただくということすのでよろしくお願ひします。

近所の方でも結構すね、そうすればそういう方からまた民生委員さんなり町なりへ御連絡があると思ひます。そういう仕組みで町のほうから、いかがでございませぬかということすはなかなか言ひませぬので、ひとつ御相談をかけていただくということすのでよろしくお願ひを申し上げておきたいと思ひます。私のほうからはそういうことで答弁します。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 御答弁ありがとうございました。新しい制度の円滑かつ効果的な施行を期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で6番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 少し早いんですけど、ここでお昼休憩に入りたいと思ひます。再開は午後1時からです。

午前11時26分休憩

午後 1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

5番、植田均君の質問を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 植田均です。議長のお許しを得ましたので、3点到3項目にわたって質問いたします。

初めに、福祉増進の施策を求めて質問いたします。会見地域で共産党会見支部が行いました住民アンケートは、98人の方から回答いただきました。ありがとうございました。

今の暮らしはどうかという問いに、約7割の方が生活が苦しくなったという回答でした。次に、南部町に力を入れてほしいことは何かの問いに、1番が国保、介護保険料など公共料金の値下げ、2番が農業、商工業の振興、3番が高齢者施策、4番が交通弱者、買い物難民対策、そして、同数で島根原発再稼働中止、原発事故避難計画の策定、5番が子育て支援、教育と続いています。そして、このアンケートの自由記述には年金生活者の苦しい生活の実態や、子育て中の国保税がいかに高く生活を苦しめているかというような記述がありました。国保税の高さは今や共通認識となっているのではないのでしょうか。国保税に関して以下質問いたします。

(1) 国保税の軽減は、待ったなしの課題です。生活費に課税しないことは税制の原則です。所得税非課税の世帯は課税しないよう減免制度をつくることを求めます。

(2) 一般財源を繰り入れ、1世帯当たり1万円の軽減を求めます。

(3) 鳥取県が県下全ての市町村をまとめて保険者となる一本化を町長は支持していますが、国は医療費抑制が目的と明言しています。保険税は高いほうにあわせることになるという問題がはっきりしています。そして、県には住民の実態はつかめないで、国保の実務はできません。結局、町が今までどおり実務をすることになるというデメリットばかりです。全県一本化方針の撤回を求めます。

(4) 高齢者が心配されている問題に認知症があります。鳥取大学医学部の浦上克哉氏は、タッチパネルで認知症の早期発見と予防に効果があることを実証されています。来年度予算に取り入れることを求めます。

(5) 年金削減の影響は深刻です。住民アンケートからも生活必需品や食料品に影響が及んでいます。国に年金の削減をやめること、そしてもとに戻すよう意思表示を求めます。

(6) 自民・公明の安倍政権になって、年金の保険料は上がり、受け取る金額は下がりました。医療では70歳から74歳の窓口負担が1割から2割に上がるなど、国民生活に大きな影響を与えています。この安倍政権の福祉切り捨て施策に対し、所見を伺います。

次に、農業を名実ともに基幹産業にすることを求め、質問いたします。

自民・公明の安倍政権は、日本農業を破壊するTPP交渉に固執しています。TPPは例外なき関税の撤廃です。日本の農業を守ることは独立国として当然の立場です。

また、ことしの南部町農業を取り巻く情勢は、柿・梨の霜の害に始まり、秋には米価の大暴落で大変な一年でした。

9月議会で25年度決算について、基幹産業の農業所得をふやし税収を確保という監査意見がありました。まさに基幹産業の農業を振興しなければ、将来展望は開けません。生産者米価の暴落は、国の失政の結果です。抜本対策として、抜本対策と緊急対策が必要です。南部町農業は家族農業が大多数です。ここに光を当てる対策が求められています。この立場から以下の諸点を質問します。

(1) 政府に対し、TPP交渉をやめるよう明確な意思表示を求めます。

(2) 米価の暴落に、緊急対策として余剰米を市場に流通させないこと、半減させた直接支払い交付金を戻すことを求めます。そして、あわせて抜本対策として、価格保障と所得保障で再生産と生活保障をすることを国に求めるべきではありませんか。所見を伺います。

(3) 南部町の農家の経営形態は、家族経営が大多数です。農家が安定した所得を得るためには、家族経営もしっかり支援する施策が必要ではありませんか。所見を伺います。

次に、水道料金は値上げしないことを求めて質問します。

会見地域住民アンケートで、水道料金値上げに反対の意見が大多数でした。自由記述には、切実な暮らしで命にかかわる水を値上げなどんでもないなど、怒りに近い声がかかれています。自治体の使命は住民福祉の増進です。この立場で、値上げはせず暮らしを守ることは当然です。以下の諸点を質問いたします。

(1) 送水管の布設工事の進捗状況はどのようになっているのか伺います。

(2) 住民の暮らしの実情をどのように把握されているのか伺います。

(3) 公共料金審議会にどのような諮問をしようとしているのか伺います。

(4) 住民や議会にどのような説明をされようとするのか、いつされようとするのか伺います。

(5) 番、地方公営企業法第3条、経営の基本原則には、企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならないと規定されています。これをどのように理解されているのか伺います。

(6) 会見地域の水道料金の値上げをしないことを求めます。

この場からの質問は終わります。

○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。

○町長(坂本 昭文君) 植田議員の御質問に答えてまいります。

最初、福祉増進の施策の充実を求めるということで6点にわたって質問いただきました。

まず最初に、国保税の軽減は待ったなしの課題であるということで、減免制度をつくれということでございます。国保税の軽減制度につきましては、平成26年度賦課分より制度改正があり、

軽減の対象範囲が拡充されております。具体的には、1、5割軽減の軽減判定所得の被保険者数に世帯主を含める。2、2割軽減の軽減判定所得の被保険者数の乗ずる額が35万円から45万円に変更になりました。このことによって軽減を受ける世帯の国保加入全世帯の中に占める割合は、平成25年度の52%、862世帯から59.1%、969世帯に増加しております。このことにより、所得の低い方に対する対策は一層充実してきています。また、所得割については、前年所得に対して賦課をすることになっております。このため、前年に対して大幅に所得が減った場合などは、国保税の納付が困難になる事態も生じてくる可能性があります。このような事態に対応するため、南部町国民健康保険税減免規則がありまして、この規則の運用により、非自発的失業の方や病気などで生活困窮になられた方などへの減免措置を行えると考えております。よって、現時点では、生活費非課税とする減免制度を創設する考えはございません。

次に、一般財源、1世帯当たり1万円繰り入れせということでございます。これまでもお答えしてまいりましたが、国民健康保険事業は独立事業的な性格ではありますが、他の医療保険とは異なり、事業主負担がないこと、加入者の年齢構成が高いこと、所得の低い加入者が多いことなどの構造的な問題があり、国、地方が一体となり事業の安定化を図ってきているところでございます。一般会計からの繰り入れにつきましては、法に基づき事務費など町が支払うべき金額の繰り入れを行っており、その額は昨年度の決算で約6,500万円でした。医療費に係る部分の財源を保険税で賄っておりますので、1世帯1万円の保険税の軽減を行いますと1,600万円の穴があきます。これを一般会計からの繰り入れで賄うこととなりますと、他の健康保険に加入されてる方々にとっては二重に健康保険の負担をされることにもなります。これでは不公平感が感じられ好ましくないと考えますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、全県一本化の問題です。国民健康保険の都道府県移管については、政府の社会保障制度改革国民会議が平成25年8月に取りまとめた報告書に方針が明記され、同年12月に成立しました社会保障に関するプログラム法にも盛り込まれております。同法では移管に必要な法案を平成27年の通常国会に提出し、平成29年度までに実施することが定められております。国民健康保険は、我が国の国民皆保険体制の中で最後のとりでとしての役割があり、基礎自治体である市町村が被用者保険に加入されていない後期高齢者以外の国民を全て被保険者とするようになっております。疾病リスクが高い現状にある高齢者や、総体的に保険税支払い能力の弱い被保険者が多いという構造的な課題を持っているために、市町村の国民健康保険は慢性的な赤字体質に陥りやすく、市町村の多くが運営に苦しんでいる状況です。この運営を県へ移行することになりますと、分母が大きくなることで安定した保険運営ができるようになり、標準的な保険料など住民

負担のあり方を総合的に検討することが可能となると考えます。

また、県には既に医療提供体制の責任者としての立場があり、国保運営が県になれば保険者としての立場の両方から医療機関の整備、協力連携を進めることが容易となり、医師、医療機関の確保や適正配置について、地域偏在の是正に向けて主体的に推進することが期待されます。県と市町村との役割分担、保険料の水準、財政負担の問題など検討が必要な課題は多数ございますけれども、広域化方針の撤回を求めることは考えておりませんので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、認知症のタッチパネルを購入すべきではないかということでございます。厚生労働省が発表した平成22年の数値では、65歳以上の高齢者人口3,079万人で認知症の全国の推定患者数、約305万人でありました。ところが平成23年に厚生労働省研究班による調査が行われ、本人への面接や家族の聞き取りなどに加え、医師が診断を行って、約5,300人余りのデータを分析し、認知症の推計値を訂正する結果となりました。認知症推定患者数が平成22年で約305万人としていたものが、約462万人と大幅に増加しました。そして、認知症になる可能性がある軽度認知障がいの方が約400万人と推計しています。65歳以上の高齢者4人に1人が認知症とその予備軍となる計算になります。

一方、南部町では平成26年10月末現在で、高齢者数3,726人、介護保険認定を受けている人687人のうち、認知症Ⅱa、これは周囲の人が気づくレベルであります。この方が459人、実に67%に上り、高齢者人口の12%に当たります。この数値は介護保険の認定を受けておられる方の数値ですので、軽度の方やまだ認知症が発見されていない方などたくさんおられることが推察できます。認知症は発見が早ければ早いほど進行速度を抑えることができると言われております。早期に発見することにより、現在の住まいで暮らし続けていらっしゃる方もおられます。いつまでも自宅で暮らし続けていただくためにも、1つの方法としてタッチパネルを利用して早期に発見することは重要なことと考えて、平成27年度予算で購入を計画してるところです。いきいきサロンでの出前講座など、町民の皆様にもいろいろな場面で実際に体験していただきたいと考えております。

次に、年金削減の中止を国に求めるということでございます。平成24年11月に成立しました国民年金法等の一部を改正する法律などの一部を改正する法律により、段階的に特例水準を解消することにより年金財政の改善を図り、現役世代の将来の年金額の確保や世代間の公平を図ることとされました。これは過去に物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも高い水準で支払われていたものを、平成27年度までに段階的に引き下げ、これ

を解消することとなったものです。また、公的年金の額は、物価や賃金の変動に応じて年度ごとに改定されることになっており、平成26年度の年金額は0.7%の引き下げとなったところです。このような措置は少子高齢化が急速に進展していく中で、将来世代の負担を過大なものとしないう、改定のルールに一定の調整措置が講じられているものと理解しておりますし、高齢者の生活を支える年金制度の持続性が求められていることを踏まえて考えれば、国に中止を求めるということにはならないと思います。

次に、福祉施策が削減され、特に高齢者の生活が苦しくなってきたのではないかと、所見をという質問であります。少し高齢者を中心とした社会保障の実態というものを御紹介したいと思います。1990年、平成2年と2014年、平成26年、国の予算などを比較してみました。まず、66兆2,000億円の予算のうち、社会保障費は11兆6,000億円でございましたが、2014年には2.6倍増の30兆5,000億円と18兆9,000億円ふえております。政府の社会保障支出は対GDP比で、1995年14.7が2011年には25.4と10.7ポイントふえております。社会保障以外は18.0から14.8に3.2ポイント減っています。社会保障支出に対する我が国の国民負担率は対GDP比で30%ぐらいですが、アメリカ、韓国、アイルランドなどわずかな国を除いて、ほとんどの国が日本を上回っております。ドイツ、オランダ、イタリア、フランスなど主要国は40%以上で、デンマークなどは50%近くになっております。

我が国の社会保障制度は、社会保険方式をとりながら公費負担に相当程度依存しており、この財源に特例公債を発行して将来世代に負担を先送りしており、財政悪化の最大の要因になっております。2014年度で、年金、医療、介護などで総額115兆2,000億円の給付を行いますが、財源の31.1兆円は国庫負担で、この額が毎年1兆円規模でふえていくことから、消費税の増税も行われてきたと思っています。まだまだ申し上げたい数値もありますが、以上申し上げた内容で、社会保障は伸びているが持続性に問題があることを御理解いただけるのではないかと思います。

国民もGDPで他国の状況などと比較すれば、国民負担率は低くて、まずまずの社会保障支出ですから、満足とはいかなくても御理解はいただけるのではないのでしょうか。政府は負担と給付のバランスをどうとっていくのか、今一番難しい課題に向き合っていると思います。

町長として町民の暮らし向きに心を配ることは当然のことではありますが、国が国民にどの程度の負担をお願いするのかという物差しは、町長が判断できる範疇を超えており、今後の社会保障審議会の動向や税制の論議を見守りたいと考えます。

次に、農業の問題であります。3点にわたって質問をいただきました。TPP交渉をやめるようにということであります。昨年12月議会におきまして、亀尾共三議員の御質問にお答えさせていただいておりますが、現段階においては全国町村会で、交渉に当たっては拙速に進めることなく、我が国の国益を損なうことのないよう毅然として対応するとともに、十分な情報開示と説明責任を果たすことと、とりわけ農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保については、国会における決議などを踏まえ、国民との約束を守るよう万全を期すことと決議し、関係機関などに申し入れをしているところです。

次に、米価の下落に対して国に価格保障と自給率向上を求めるべきとの御質問ですが、まず価格保障についてでございますが、市場価格は農産物に限らず基本的に需要と供給のバランスによって決定されるものであることから、需要動向を無視して生産供給が過剰になれば、当然に値崩れが起きてまいります。厳しい財政状況にあって、高齢化とともに年々に米離れが進み消費が減退する中において、米価の価格保障を行うということは財政的にも行き詰まりは目に見えたものであり、国民的な合意も得られないと思います。自給率の向上という観点についていえば、全く異議はございません。この間、全国町村会では、食料自給率向上や農業、農村の振興とTPPとの両立は困難と考え、具体的な実行策を政府として示すべきだと意見を申し上げておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、家族経営をしっかり支援する施策をとるべきであるという質問でございます。今まで長きにわたり護送船団方式で、特に水稻農家を国策で守ってきたわけですが、それでは将来にわたって日本の農業や農家を守っていくことが立ち行かなくなってきております。作付さえすれば交付金を得られるといった制度の中で、農家の中においても差ができてきている状況も事実でございます。余りにも交付金に偏ったため、農家の創意工夫の機会を奪った一面も否めないと思います。そうはいっても農家の皆さんの所得を向上させていくことは、重要な命題でありますので、国策のほかに、十分ではございませんが町独自で、汗かく農業者支援事業、じげの職人支援事業など、家族経営的な小さな取り組みに対しても支援策を打ち出しております。農家の皆様も利用できる制度はしっかり利用していただくとともに、いま一度現状を見詰め直していただきたいと存じ上げる次第であります。

現在、衆議院議員選挙の真っただ中にありますが、今後、地方創生について具体的な枠組みが示されることとなると思われまます。このような中、全国町長会では、今年度、農業・農村政策のあり方について提言しており、その中で農業・農村政策のあるべき枠組みとして、1つ、国と自治体の新たなパートナーシップの構築と役割分担、2つ、農村価値創生交付金制度の創設といっ

て項目を国に訴えております。また、要望ばかりではなくて、農村価値の創生は一方的な主張でなく、農村サイドの責務でもある。都市・農村共生社会の実現には国民的な運動が不可欠である。全国の町村は各主体とともに中核的な担い手となる決意であると結んでおり、行政のみならず、農業者の方も進んでこれからの農業を考えてみていただきたいと思う次第でございます。

最後に、水道料金の値上げしないことを求めるということで6点にわたって御質問いただきました。まず初めに、送水管布設工事の進捗状況はどうか伺うという質問であります。平成24年度から27年度までの4カ年の継続事業で実施しております水道統合事業は、既に議員の皆様へもお示ししておりますとおり、水質、水量ともに不安定な西伯地区の水源問題の解消と、緊急時における会見地区への送水を可能にし、南部町全体の水道の安定供給を図ることを目的としております。平成25年度までの工事では、朝金地内への水源施設と調整池の設置、朝金地内から御内谷地内への送水管の布設を行っております。本年度は、これに引き続いて、御内谷地内から馬佐良地内への送水管の布設と馬佐良地内への配水池の設置を行う予定としており、現在進行中でございます。進捗率といたしましては、本年度工事を順調に終えた段階で87%に至ります。最終年度であります平成27年度には、馬佐良地内から落合浄水場へ送水管を布設し、事業を完了する予定としております。

2番目であります。住民の暮らしの実情をどのように把握しているかということでもあります。南部町の住民の暮らしの実情、所得を把握する統計資料としては、税務課の所管する市町村税、課税状況等の調べしかございません。この資料は、町民税の所得割の課税者についての資料ですので、町民全体の所得の動向を正確に反映してはるものではありませんが、大体の傾向は把握できると考えますので、この資料に沿って平成21年から25年の南部町の所得の動向について申し上げます。

まず全体の傾向として、課税者の所得総額を全人口で除した町民1人当たりの所得であります。平成21年が90万3,500円、間の数字はありますけれども省略させていただいて、これが平成25年と比較しますと、25年が90万9,700円で町民所得はおおむね横ばいに推移しております。

次に、所得の種類ごとに見ていきます。まずは給与所得でございますが、課税者1人当たりの所得は平成21年が254万6,400円、平成25年が254万9,100円、こちらもほぼ横ばいに推移しております。平成25年につきましても、前年に比して所得の目立った伸びは見られません。次に、営業所得につきましても、課税者1人当たりの所得は平成21年が258万3,000円、平成25年が274万3,800円で推移しており、微増はしているが所得が大

大きく伸びたとは言いがたい状況のようです。次に、農業所得につきましては、課税者数が平成22年度の8人から平成26年度は17人へと増加しておりますが、平成22年の農業センサスによりますと南部町の農家数は1,234戸で、専業農家が123戸となっており、大半の農家が課税となっております。課税総所得で見ますと、平成21年の1,960万9,000円から平成25年の3,100万7,000円と増加しておりますが、農業全体では最近の米価の低迷もあり、所得の伸びはなく、大半が赤字経営であると思われます。次に、その他所得につきましては、主に年金所得が該当しますが、この間の課税者1人当たりの所得は141万7,900円から147万7,500円

の間で推移しており、大きな変動はございません。公的年金については、平成24年の法律改正により特例水準を解消することとなったため、平成24年分から公的年金所得は減少しています。最後に譲渡所得につきましては、主なものとしては、土地など不動産の譲渡と株の譲渡、配当ですが、課税者数は21人から28人の間で推移しています。課税総所得は、平成24年の4,806万9,000円から平成25年は1億1,973万2,000円に大きく伸びており、株価の上昇と企業の収益増によるものと考えられます。このように町民所得はこの5年間、所得の種類により微増や微減はあるものの、ほぼ横ばいの状態です。一方で、この間の消費者物価指数は平成21年が100.74、22年が100.01、23年が99.73、24年が99.69、25年が100.04で推移しており、去年までの5年間は物価変動はほとんど見られませんでした。しかしながら、各種年金保険料や健康保険料率が上昇しており、生活実感としては苦しくなったと感じていると思われます。また今年度に入ってから、消費税の増税と円安に伴う物価の上昇もあり、住民生活の暮らしの実情は近年改善されていないものと思われます。

3点目であります。公共料金審議会にどのような諮問をしようとしているのかということであり、南部町の水道料金の統一と水道事業の経営改善を目的とした料金改定についてお諮りする予定としており、審議会での審議を通じて水道統合事業後の経常収支の状況調査や料金改定案の御検討を行いたいと考えておりますので、御理解ください。

4点目であります。住民や議会にどのような説明をするのかということであり、公共料金審議会からいただきました答申が示す内容を尊重し、説明をさせていただき、御理解、御協力をいただきたいと考えております。まだ審議会を開催しておりませんので、何とも申し上げられませんが、これまでの審議会の答申を踏襲した審議事項になると思っております。課題といたしましては、水道料金の統一と財政収支の改善でございますが、その一解決策である料金改定につきましては、全国や県内の自治体の状況も参考にし、法令に基づいた方法による手段や検討を行い

たいと考えております。

次に、地方公営企業法3条の理解ということでございます。改めまして地方公営企業法第3条を読み上げさせていただき、御確認をいただきたいと思っております。

地方公営企業法第3条、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとなっており、議員も御承知のとおり、この条文では企業の経済性と公共の福祉の増進を定めております。まず企業の経済性につきましては、地方自治法第2条第14項と第15項や、総務省からの通知でも示されておりますが、一般企業と同様な経営原則としての組織や運営の合理化に努め、最少費用で最大効果を上げるよう効率的に事業に取り組むことであり、公共の福祉につきましては施設の整備や運営、水道の安定供給により安心できるサービスを提供することであるとと考えております。料金収入も全てそのサービス提供のために執行しており、個人的な利益に向けられてはおりません。水道事業は経営そのものが公共の福祉に直結していると言えます。

最後であります、会見地域の水道料金を上げないことを求めるという御質問ですが、今年、ことし9月の定例議会でお答えしておりますように、簡易水道、上水道、あるいは地区間を分け隔てるのではなく、町全体の事業として子や孫の世代に水道事業を継承していくことができるような基盤づくりの一環としての料金改定を検討したいと考えておりますので、御理解ください。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 答弁いただきましたので、再質問いたします。

初めに、国保税につきまして、新たに生活費非課税の減免制度をつくるべきだという質問に対しまして、そういう制度をつくる考えはないというお答えだったんですけども、この私たちが行いました住民アンケートですね、これを自由記述の欄にいろいろ書いていただいております、少し紹介したいと思います。

国保税が高過ぎる。会社は社会保険を払わないようにしている。61歳男性。この方は社会保険のない会社にお勤めで、国保に加入しておられるということだと思います。

それから、別の方は、国保は本当に高いです。自営業の方は収入が変動するので大変な面もあったり、でも自営業のところで働く人は、会社が社保に加入しなければ国保になります。一般のサラリーマンの収入より低いのに保険料は社保加入のサラリーマンより倍近く高い、子育て支援をされるなら国保の子供子育て世帯の減免を考えてほしいというようなことがあります。そのほかにも、こどもいっぱい紹介しきれないほどの声があります。

国保の今の制度が若干見直されて、5割、2割の減免に該当する方が幅が広がったということも紹介されましたけれども、住民税が非課税という所得水準の方ですよ。そういう方がこんな高い国保税を払おうとしたら、本当に何を削るんだということになると思うんですよ。私は、この場で即答はできないと思いますけど、一旦答弁されたので、私は改めてそういう苦しい生活をされている方々のために再検討していただくことを要求します。

それから、一般財源を繰り入れて1世帯1万円の軽減を求めるということも、町長は独立採算だということを理由に拒否されたんですけども、日吉津村の話が載っております。2013年度、日吉津村では、国民健康保険会計に被保険者1人当たり約4万円の法定外繰り入れを行い、制度の構造的欠陥の弊害が被保険者に及ばないようにと負担軽減を行いました。こういうことをやっておられるんです、日吉津村では。私は、やる気になればやれるんですよ。法定外繰り入れ、何の支障もないと思います。再度、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。日吉津が以前から一般会計からの繰り入れを行っておるということは承知しております。村長に聞いてみますと、保険財政が小さくて、ちょっとした医療費の増嵩ですぐ赤字になるという、そういう状況を抱えておられるので、これはやむを得んということをおっしゃっておられました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） それは、町長さんですから保険が財政破綻、いつでもお金が足りんようになれば補正すればいいわけで、それはいつでもできることなんですよ。けども、この日吉津村は、この制度の構造的欠陥の弊害ということを是正するっていう大義名分をきちんと持っておられるんですよ。そういうことを私は聞いてるんですよ。よろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。制度の構造的欠陥を補填するということは立派なことではあると思いますけれども、そういう構造的な問題を1つの町や村で取り組むということについては、これは私は否定的に捉えております。やっぱり制度的な欠陥については、やっぱり制度で直していかなといけんと、先ほど申し上げたような県の一本化といったようなことをもって補正していかなければいけないと、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 制度を抜本的に欠陥を直すっていうのは私も同じです。同じ考えです。制度の枠組み決めてるのは国ですよ。国がどんだけこの国保会計にお金を出すかってい

うのが決定的にこの保険料の水準を決めていると思います。そういう認識、町長も間違いありませんね。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど答弁いたしましたように、国も県も市町村も一緒になってこの制度の維持、発展を願って、それぞれの立場で守る努力をしておるというように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今、本当に年金生活者とか、先ほど紹介しました国保加入の勤労世帯とか、そういうところでは本当に、私が最初に待ったなしということを言ったのは、国保をどう生活費を切り詰めるようにしてやっと払っていると、そういう実態があるから待ったなしだと、だから、それを国の制度を直すまでに町民の苦しみを少しでも軽くするという対策をとるべきだということを、これ以上言ってもね、押し問答ですので、私は強く求めておきます。

それから、全県一本化の方針ですけれども、これはそもそも国が医療費が、先ほど町長言われたように、国の全体のいろんな福祉も含めて、医療も含めてふえていくと。それで、国のその厚生労働省の専門部の審議会が取りまとめをされていて、その大きな枠組みはその医療費をどれだけ圧縮していくかということに目的がまず定められているというふうに、私は関係の書類を少し読ませていただいてそういうふうに見てるんですけれども、そういう見方、町長は厚生労働省は医療費とかさまざまな福祉の予算を自然増ですね、言ってみれば人口がふえ、高齢者人口がふえていって、当然ふえていく自然増といわれる予算にどれだけ切り込むかという問題意識で制度を考えようとしている。そういうふうに私は厚生労働省の報告書を見ましたけれども、その認識で間違いありませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。厚生労働省を代弁できるわけでもありませんので、ちょっとした資料がありますので、国のこれは資料であります。御紹介申し上げたいと思います。

いわゆるこの2025年というのがあります。いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢社会ということになっておりますけれども、この2025年にどのようになるのであろうかという社会保障給付費の見通しというものを出しているわけです。そこで、医療が現在35.1兆円ということになっておりますけれども、これを1.54倍、54兆円というぐあいに見込んであります。したがって、この間GDPは1.27倍しか見込んでおりません。GDPの伸びですね。2012年は479.6兆円、それから、2025年に610.6兆円を見込んでおりま

す。この1.27倍、GDPが伸びるという前提で医療の伸びも推定しておりますけれども、医療は1.54倍の54兆円ということになっております。GDPの比率で言いますと、2012年が7.3%、それから、2025年が医療は8.9%と、GDP比ですね、ということになっておって、間違いなくその削減をするというようなことではなくて、このままいけば間違いなくこういうぐあいに伸びていくという見込みを持って経済財政運営を国はやっておるといふぐあいに理解をしております。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 厚生労働省の話をしとっても、あんまりあれですけども、私も一度、全県一本化の話に戻しますけれども、全県一本化にすると大きく2つの問題点が上げられると思います。1つは、高い料金を払っておられるところに料金が上がっていくと、平準化されるという言い方をします。だから、米子とか鳥取とか、そういうところが結構高い保険料を払っておられると、そこに上がってあわさっていくということが1つと、もう一つの問題は、県が実務、県が事務をしようと思っても、一人一人の課税のデータを持っていないということとか、それから、保険、被保険者の出入りの事務を県ができるわけではないということで、結局、市町村が実務をするようにならざるを得ないという。だから、その住民にとってはその保険税が上がる、それから、一応県が実務の窓口になるようになるので、実際にどういうことにするのかわかりませんが、県がやっても何の意味もないということにしかならないというふうに問題が整理できると思うんですけども、だからこそ私は全県一本化はやめるべきだということを言っておりますが、再度よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今現在、その保険料高いほうにあわせるというようなことをさっきおっしゃったわけですけども、そういう話は出ておりません。標準的な保険料というものを設定して、それぞれの町村のいわゆる健康に対する取り組みや、そういうものが反映された保険料になるのではないかと考えておりますし、高いところにあわせる保険料では、きっと合意できないのではないかと考えております。それから、課税データは確かに町村が持っておりますので、収納などについての事務は町村が行うというぐあいに思っております。

要は、その規模のメリットといいましょうか、保険は分母が大きいほど安定するわけですから、規模のメリットを生かしながら具体的に、それぞれの町が努力した、例えば健康づくりなどに努力したような部分については、それが保険料に反映するような仕組みを考えていかんといけんだろうなというふうに思っております。

それから、先ほどの4万円の日吉津村の話があったわけですが、4万円、1世帯当たり、総額幾らかわかりませんが、これはほかの政策経費に使うことができたはずなんですよ。それがこの保険税の穴埋めというんでしょうか、そういうことで使ってしまうわけですから、これは私はそういう意味で行政の政策の選択幅を非常に狭めると、このように思っております。特にこの日吉津村だとか、小さな規模の自治体ほど全県一本化のメリット、私は大きいと思いますよ。小さい規模の保険者ほどメリットは大きいだろうと。というのは以前にも申し上げたことがあるかも知れませんが、保険で支払う医療費の、平成24年度だったと思いますけれども、1カ月の医療費が1億4,000万円というような法外な金額でした。お一人にかかる医療費1カ月分です。これが1億円以上の方が日本中に10人以上おられたそうです。そういうことが現にあるわけですから、そういう極端な例はないにしても、高額な医療を必要とする人が自分の保険、被保険者の中に出たときには、一気に財政悪化になるというように思うわけです。これがちょっと広がっていけば、少しは緩衝されるのではないかと考えております。

それから、もう一点は、国保の一本化の先に何かあるかということなんですけれども、全国町村会では、保険は一本にしてほしいと全部。協会けんぽだとか、国保だとか、いろいろ乱立しております。市町村共済の保険だとかいろいろある。これを一本にして、その国保だけがこういう構造的な問題をかかえているとみんなが知っていながら手がかんわけですから、これ一本にしてほしいということを言っております。

そういう展望の途中にあるわけです、今。ですから、あなたがおっしゃるように、小さな保険者で今までどおりやれやれっていっておれば、なかなかその大きな展望にスタートラインにつくことも私はできないのではないかと考えております。

したがって、国保の全県一本化、長い間の懸案でありました。ようやく緒についたということでもあります。これをなし遂げて、その先にはさらにまた健康保険の一本化というようなことを展望していくように進めたいということでもあります。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、その地域医療が発展する道は、やっぱり実際に小さな町でその目に見える形でその保険、健康を保持するという活動を住民と一緒にやっていく、そういう目に見えたこういうところで、そこで一番、今問題になってるのは、財政が脆弱だということが一番問題なんですよ。この脆弱な財政を日本の一番、財政問題として根本的に切りかえていかなければならないのは、年金削減だとか、それから、消費税増税だとか、一方で大企業は2.5兆円の減税だとか、その先に5兆円もまだ財界は求めておりますよね。何でその富める者はますま

す富み、苦しい者はますます苦しいところに追いやられていくような、こういう状況を直すことをやらなければ、私は抜本的にこの構造は変えられないということをおきます。

それで、この福祉施策の増進については飛びまして、TPPも町長も一定程度方向が、主要5品目というところに私は若干ひっかかることはありますけども、全ての農産品を守ると。日本は世界人権宣言というものの中に、食糧主権にかかわるような項目がありまして、1つ、締約国は、事故及びその家族のための相当な食料、衣類および生活の内容とする相当な生活水準について全てのものの権利を認める。ですから、食料、衣類、住居、それがですね、一定、その生活水準について、自由、主権、その国の主権だと、そういうところで、それを研究されている京都大学の久野教授っていう方が、ミニマムアクセスの強制や生産、刺激的な政策や女性の避妊、食の安全や農業の多面的機能を守るための非関税障壁の否定など、これはそういうことをやることはおかしいと。ちょっと難しい言い回しになってますけども、自由貿易だと言いながら、そういう食糧の主権を侵すような条約は世界人権宣言に照らしておかしいんだということを述べておられます。私は、そういう立場でTPPを即時やめるということをまた返答していただいて、町長も主要5品目に限らず頑張っていたらと思います。

次に、生産者米価の暴落につきまして、ことしの米価の暴落が60キロ当たり約3,800円ぐらいです。これが南部町全体でどのぐらいの下落幅、金額になるでしょうか。わかりません。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。南部町全体でと言われましても、余りにもアバウトでちょっとわからないんですけども、聞いておりますところによりますと、農協の一時買入れ価格では、2等のコシヒカリなんですけども4,200円ということで……（「30キロでしょ」と呼ぶ者あり）30キロですね。で大体1,400円ぐらい下がったというふうには聞いております。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 町長、南部町の基幹産業である米を、どれだけ被害といいますか下落が起こったのかということを調査して報告していただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。JAさんなどに御協力を要請して見込みを持ちたいと、このように思います。農家の方や、植田議員は誤解はないと思っておりますけれども、いわゆる3段階方式になっていて、概算払い、それからその内払い、それから生産払いという3段階になっ

ております。それから、26年産に限って農家は拋出をしなくてもならし対策があります。ならし対策がある。ですから、そういうことを知らずに概算払いが非常に少ないと。早く売ってしまうがええだないかちゅうようなことで庭先で売ってしまうというようなことがあれば、最終的には生産払いまであるわけですから、まあ、ここはじっくり様子を見て、JAと長年つき合ってきているわけですから、JAもその農家所得は減るようなことにはせんと思いますので、努力してくれると思いますので、お願いをしたいというように思います。最終的に生産払いまであるということを御理解いただきたい。それと、ならし対策は、26年は拋出していなくても拋出していたとみなしてならし対策をしてくれるということです。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私はちょっと……（「もう時間がなくなるぞ」と呼ぶ者あり）はいはい。ならし対策というのは、集落営農とか、それから担い手農家とかに限って入れるという制度だと思っておりました。それで、ことは26年に限って、直接支払い交付金というのが減収分の36%補填するというのが回覧板で回って来ましたので、それはそれで間違いないじゃないかなと思っております。いずれにしても、減収分をきちんと調査して、それから、その上に立った対策を求めておきます。

次に、水道料金の問題に移ります。私が一番、公共料金審議会に諮問をするのは、ひとつですね、町長は以前に、一般会計からどれほどかの財源を投入するということをこの場で何度もおっしゃってました。そのことを、まだ金額については言える段階ではないですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。当時に申し上げておりましたのは、落合浄水場の状況というもの、どの程度の管理運営費がかかるのかというようなことを見定めて、最終的に判断をしたいというように言っております。ですから、前倒し前倒しで質問されますけど、そういうことを見定めないとできないということを前から言っておりますから。

○議長（秦 伊知郎君） 議員にお願いいたします。残り時間が少なくなりました。まとめる方向で質問をよろしく願いいたします。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 地方公営企業法第3条の理解ということで、町長の見解伺いましたら、公共の福祉の増進とは、施設の整備やサービスの提供。結局、水を送るということですかね、そういうふうに理解していいんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど読み上げたとおりですけれども、そういう安い水道を、水をですね、安定的に供給していると、そういうことを福祉の一環と捉えております。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 住民の方は、本当に水道のことについて、値上げに賛成などない、生活もままならないのに少しでも負担を減らしたい、50歳女性会社員とかですね、私たちが生きていくのになくってはならないものを値上げすることはやめてほしい、80代女性とかですね、読み上げれば切りがないんですけど、私がここで何度も値上げはやめるべきだと言ってるのはですね、この福祉の増進ということが、値上げをしながら福祉の増進などということは絶対言えないということを言いたいわけですよ。少なくとも値上げはしない、それできちんと水をサービスをすると、こういうことでなければ、私は地方公営企業法の本来の目的に合わないということ、私は強く言いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 議会基本条例の規定によりまして、質問者に質問してみたいと思いますので許可いただきたい。

○議長（秦 伊知郎君） 許可します。

○町長（坂本 昭文君） 議長の許可をいただきましたので、植田議員に質問をさせていただきたいと思います。

9月議会だっと思いますけれども、合併以降の建設改良事業というものについて、どの程度投資をしてきたのかということをおし上げました。改めてここでちょっと紹介しておきたいと思いますが、もちろんこれは統合事業を除いたものであります。西伯側に係るものについては除いておるということでございますが、西伯地区で3億5,328万4,000円投資をしております。3億5,328万4,000円、合併以来ですね、書いておいてくださいよ。それから会見地区、3億8,939万9,000円投資をしているわけです。人口が7,667人が西伯地区でございますので、1人当たりの投資額は4万6,079円、これは西伯地区であります。それから会見地区は3,774人でございますので、1人当たりの投資額が10万3,179円になっております。このように多額な投資をしてきているわけですが、特に会見地区の料金を上げるなどということをおっしゃいますけれども、私はその投資をしたものをどのように回収していくのかということから言えば、これは西伯地区のじゃあ料金を上げて、会見地区の水道料金を賄うようにせと、投資したものを回収しなさいということをおっしゃられるのですか。どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 議会基本条例第1条によりまして、町長の質問を許しております。

町長の質問に対しての答弁を、5番、植田議員、よろしくお願いいたします。

○議員（5番 植田 均君） まず、さっきから言われる両地域に振り分けて幾ら投資したかという問題と水道料金の問題を一緒に論ずるっちゃうのは、まずおかしいですね。まずそこが1点ね。で、私はこの会見の料金を上げるなど言っているのは、今の会見に住んでる方の料金を上げてほしくないというのは当然の要求だと思ってるからですよ。その料金を上げないためにどうするかは、行政が知恵を絞ることだと思ってます。一つは町長が言われた大きな基金のようなものを財源投入されるということがありますし、もうちょっと長い目で見て、10年とか20年ぐらいを見越して緩やかに……（発言する者あり）上げません、上げません、上げませんよ。順次、長期借入れがずっとありますので、順次返していけるわけですよ。そういう長いスパンで、上げずにやっていくための少しずつの補填金を順次入れながら、財政をやっていくというやり方もあるのではないかと私は考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 少しかみ合っていないと思いますけど、町長、再度質問ありますか。

○町長（坂本 昭文君） あります。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございますが、驚くべき発言を今聞かせていただきました。10年間、議会に席を持って、ここでいろいろな御審議をいただく議員さんとは思われない発言だったと思います。

投資と料金を同一に論ずるのはおかしいということをおっしゃいましたけれども、今まさに投資をした、そしてその投資は金がないので借金をしております。この借金を返すために料金を徴収して運営しているわけですよ。これはどういうことでしょうか。もう一度ちょっと聞かせてください。まさに今やっている水道事業会計は投資をしたものを回収する運営費を、電気代とかいろいろかかりますから、それにかかった経費を水道料金で賄う、それで成り立っているわけですよ。おかしいじゃないですか。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君の発言を許します。

○議員（5番 植田 均君） 突然だったので、言っておられる意味が少しのみ込めませんでした。水道事業会計のこれをこう線引きするっていうのが不思議だったので、どういうふうに線引きされたのかなと。だから私は事業の一般かなと思って、一緒に議論するのにおかしいと、こういう言い方したんですよ。水道事業じゃなくてほかの事業の一般かなと思って、突然言われたから。

○町長（坂本 昭文君） まあ、ええから、投資と料金値上げの関係を答えてください。

○議員（5番 植田 均君） 投資、だから同じことですよ、同じこと。長いスパンで少しずつ、足りない分を補填しながら料金値上げはせずに運営していくというやり方。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、発言ありますか。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） いつまでもこんなことで言っってははいけませんけれども、テレビを見ておられる皆さんもおられますので、はっきりしておいたほうがいいと思います。

緩やかに長いスパンでということをおっしゃいますけれども、その緩やかで長いスパンでこれを一遍に料金に反映させないように、起債を借りてやっているわけです。起債には償還期限がございます。いいですか。

○議員（5番 植田 均君） はい。

○町長（坂本 昭文君） ですから、水道にさまざまな投資をして、水道事業を運営していけば、その投資したに見合った金額は、料金で回収しなければいけないというぐあいに私は思っているわけです。これは御理解いただけますでしょうか。

○議員（5番 植田 均君） 今は町長の考えを言うところでない。

○町長（坂本 昭文君） 理解したかどうかいうことをお答えください。

○議長（秦 伊知郎君） 植田議員、発言ありますか。

5番、植田議員。

○議員（5番 植田 均君） 地方公営企業法だから、もうほかのお金を入れられないという、大きな前提を重視しておられるようですけれども、住民の福祉を向上するために一般財源を繰り入れている市町村は……（「聞いてないわ、そげなことは」と呼ぶ者あり）ですから、住民の福祉の向上のために一般財源を投入して、料金を抑えている自治体はいっぱいあります。そういうふうにするべきだと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 町長が言われた問いに対して、なかなか答えがうまく返ってません。議員の皆さんにはお伝えしておきますが、この議会基本条例は反問権を許しております。いつでも執行部のほうから疑問点については質問されるということを前提に一般質問していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで南部町議会基本条例第10条に規定する質問を終わります。

再開します。植田議員の質問ございますか。あと4秒です。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 少しもとに戻りますけど……（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） はい、以上で植田均君の一般質問は終わりにいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ここで暫時休憩いたします。再開は2時40分からとします。

午後2時23分休憩

午後2時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより3点にわたって質問いたします。答弁よろしくお願
いいたします。

まず、第1点目、住民訴訟についてです。南部町が法人に特別養護老人ホームの施設を無償譲渡したことについて、町民らが住民監査請求を求め、町監査がその請求を棄却したことにより町民側は住民訴訟を起こしています。住民訴訟とは、住民個人の具体的な権利保護を求めるものではなく、地方公共団体の財政運営の公正を確保し、住民全体の利益を保護するため、地方自治法で認められてきているものです。今回、住民から起こされた訴訟については、住民自治を尊重、法を順守する立場からも町は真摯に対応すべきと考えます。住民訴訟についての町長の認識を聞きたいと思います。まず1点目、住民訴訟について、町長はどのような認識をお持ちか問います。2点目、今回の住民訴訟に対し、住民に対し真摯に対応することを求めます。

第2点目、町高齢者福祉の充実を求めます。さきの通常国会で、安倍・自公政権は医療・介護総合法の可決を強行しました。この総合法では、介護保険の要支援者の訪問介護・通所介護を保険給付から外し、市町村が実施している地域支援事業に移す、このようにしています。狙いは費用の効率化であることは、厚生労働省がみずから示したガイドライン案の中でも明白です。これらの動きを受け、経費削減のため、これまで地域福祉やコミュニティー活動を行ってきた地域の民生委員や自治会、社会福祉協議会、NPOやボランティア団体などを保険給付の肩がわりに動員するやり方が模索されてきています。しかし、これでは利用者のニーズは満たされず、担い手は過重負担に苦しみ、地域の貴重な人的資源を損なうだけではないかとの論議が全国で出ています。社会の病理化が進行し、「処遇困難」な高齢者が急増している今こそ、介護保険導入後、立ち枯れ状態になってきたといわれている自治体の老人福祉・保健・公衆衛生などの再構築が急務となってきているのではないのでしょうか。このような観点から町の施策を聞きたいと思います。

まず1点目、現行の介護予防給付での訪問・通所介護の給付総額を問い、新総合事業への移行実施を延期し、2017年3月まで現行の仕組みを継続することを求めたいと思います。これは、介護予防給付は介護保険事業の中ですが、この単町の数字については町村でなければ出ないので、この場で質問いたします。第2点目、厚生労働省のガイドライン案が示す費用の効率化では、介護保険給付費の抑制を市町村に求め、結果として町が行う介護予防事業等で対応することになるのではないのか、その懸念です。そのために、今回その内容と財源、要支援1、2の介護・訪問介護の給付費、地域支援事業費、それぞれこれは南部町分を問うておりますのでよろしくお願いいたします。この金額等について問います。第3点目、介護給付から外された要支援者の訪問・通所型サービスの受け皿を、町ではどのように考えているのでしょうか、問います。第4点目、高齢者の実態を把握し、町が生活支援・福祉・保健・公衆衛生等の再構築を行い、町の責任で暮らしを支える取り組みを進めることを求めます。

3点目の大きな問題として、原発再稼働中止の声を政府に求めていただきたいという質問です。先月11月29日、プラザ西伯で「福島の声をきく」シンポジウムを開催しました。シンポジウムの話をされる方には、福島県から相馬双葉漁協の会長さんであります志賀勝明さん、それから鳥取大学大学院の准教授である栗政明弘さんをお呼びして行いました。震災後3年半の年月は、地震、津波に加え、原発事故のもたらす影響の深刻さを教えていました。住居・土地・仕事・生活を奪われ、その復旧の展望すら見えていない今、原発再稼働の声が政府から上がってきています。島根原発を有する島根県に隣接する本町も、避難対象区域でないとはいえ被害をこうむる可能性は高いものです。そのためもあり、このシンポジウムでは関心の高さが出てきました。日本国民の良識として、また、町民の生命・安全、郷土の自然を守る立場からも住民の声を代表して、町長には原発再稼働に反対の声を上げていく努力を求めたいと考えています。

第1点目、政府の原発再稼働の動きについての町長の見解をお伺いします。第2点目に、この政府の原発再稼働容認の動きに対し、地方自治・住民自治・地方分権を尊重することから、近隣首長にも働きかけ、政府に中止を求めていただきたい、この点についてお伺いし再質問いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の御質問にお答えしてまいります。2点質問いただいておりますが、あわせて住民訴訟についてお答えいたします。

住民訴訟は、住民がみずから居住する地方公共団体の監査委員に住民監査請求を行った結果、監査の結果自体に不服、または監査の結果、不正、違法な行為があったにもかかわらず必要な措

置を講じなかった場合などに裁判所に訴訟を起こすことができるという制度であります。この制度の意義については、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関、または職員の行う違法、不当な行為、または怠る事実の発生を防止し、またはこれらによって生ずる損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的としているものでありまして、そのように認識しております。このたびの住民訴訟は、昨年来の伯耆の国に対して町が行いました、ゆうらくの建物無償譲渡及び敷地である町有地の売却について、住民の方が平成26年6月27日に提出された住民監査請求に対する平成26年8月25日付の監査結果、及び平成26年7月25日に提出された住民監査請求に対する平成26年9月19日付の監査結果に対して、その結果を不服とし、建物無償譲渡無効請求、及び土地2筆無償譲渡違法請求の訴訟を起こされたものです。住民訴訟は地方自治法に規定された手続でありますので、これをされることについては何ら異議を言うものではありません。町といたしましては、今まで議会における議決をいただいて進めてきたこと、監査委員への住民監査請求においても妥当な結果をいただいていることから、いずれも適切に処理をしてきたと認識しており、このようなことから、このたびの訴訟については応訴し、司法の判断に委ねることとしました。具体的には、12月17日に鳥取地方裁判所で初公判が行われる予定であります。このたびの裁判では、議員も原告の一員となっております。町は訴訟を受けているところでありまして、町としても訴訟については適切に対処していくこととしてるところでございます。したがって、具体的な内容についての答弁は差し控えさせていただきますので御理解ください。

次に、町の高齢者福祉の充実を求めるということで、何点かにわたって質問いただきました。まず、現行での介護予防給付での訪問・通所介護の給付総額を問い、新総合事業への移行実施を延期し、2017年3月までの現行の仕組みを継続することを求めるということでございます。平成25年度南部箕蚊屋広域連合の決算で、南部町は居宅介護サービスのうち、訪問介護は給付費が約861万円、通所介護の給付費が約1,694万円あります。さて、新総合事業と言われている市町村が行う介護予防日常生活支援総合事業への移行実施は、国はガイドラインで平成29年、もとい、ちょっと休憩して……。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後2時52分休憩

午後2時53分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○町長（坂本 昭文君） 失礼しました。さて、新総合事業と言われている市町村が行う介護予防日常生活支援総合事業への移行実施は、国はガイドラインで平成29年度末までの移行を猶予可能と提示しております。議員もよく御承知のとおり、介護保険を南部町、伯耆町、日吉津村でつくる南部箕蚊屋広域連合で運営しており、第6期介護保険事業計画を現在策定中であり、実施時期については南部箕蚊屋広域連合と歩調を合わせての実施を考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、ガイドライン案が示す費用の効率化では、介護保険給付費の抑制を市町村に求め、結果として町が行う介護予防事業で対応することになるのではないかと、その財源、内容などについてお尋ねであります。南部箕蚊屋広域連合に問い合わせをしましたところ、要支援1、2向けのサービスを市町村が行う介護予防日常生活支援総合事業へ移行することになりますが、サービスの提供方法としては、専門家による現状相当のサービスを介護予防日常生活支援総合事業に移行し、段階的に多様なサービスを展開する予定だそうです。町はそれに伴ってサービス内容を考えなければなりません、現在検討中です。財政的には平成25年度南部箕蚊屋広域連合の決算で、南部町は居宅介護サービスのうち、介護予防訪問介護を初め、介護予防通所介護、予防支援事業、一次予防、二次予防事業の合計額が約3,556万円となっておりますので、新たに始まる介護予防日常生活支援総合事業の財源額は、このぐらいの金額になるのではないかと推測しております。

次に、介護給付から外された要支援者の訪問・通所型サービスの受け皿というものをどのように考えているのかということであります。介護給付から外されるというような考え方ではなくて、地域支援事業という事業化される拡充部分と受けとめております。地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護・医療・予防といった専門的なサービスの前提として、住まいと生活支援、福祉の分野が重要となります。また、自助、共助、互助、公助をつなぎ合わせる役割が必要となります。公助は介護保険や医療保険の公費負担部分、共助は介護保険、医療保険の給付部分ですが、互助は費用負担が制度的に保障されていない地域住民の取り組みなどで、例えば介護保険制度を利用してデイサービスに出るようになると、地域活動の参加や近所のつき合いがなくなるといった現象が見られます。しかし、互助でそうした支援が必要な人も参加できるような取り組みをしている場合には、地域の互助活動の取り組みに介護保険財源を利用した支援や制度化ができるようになると考えています。また、利用されるお方も地域とのきずなを生かしたまま、残された能力を生かして活動に参加することで、地域の一員としての生活を続けていただくことが目的となります。具体的に地域支援事業に移行が可能な方の訪問介護サービスについては、あいのわ銀行

の運用も考えられます。従来から家事援助等を行っておりますので、さらにサービスを充実していけば対応が可能ではないでしょうか。通所介護サービスにつきましては、現在、東西町地域振興協議会で運営されている西町の郷のようなものが、すなわち居場所づくりが各地域振興協議会で1カ所から2カ所程度できないものかと模索しているところです。

最後に、高齢者の実態を調査して暮らしを支えなさいということでもあります。南部町の高齢者の実態については、平成26年3月31日時点で南部箕蚊屋広域連合が実施したアンケート結果が参考になります。これは介護認定を受けていない65歳以上の方1,000人に、家族や生活状況、健康状態、物忘れなどの現状を答えていただいております。アンケートの結果、日中独居の方が248人と多いことがわかりました。また、高血圧症の方が約40%おられまして、生活習慣を含めた食生活の改善指導がさらに必要と思われれます。認知症に関しては疑いのある人を含めて約2割もおられ、予防対策の充実が求められます。さらに、住みなれた地域で生活していくために必要なこととして、主治医との連携、買い物支援、介護保険や福祉サービスに関する情報提供、身体の介護、見守り、安否確認と続きます。それから、今後してみたい活動については、友人や知人との交際、健康づくり、介護予防、個人で行う趣味の活動と続き、これらのことから、健康に留意して、自分の生活目標を持って、生き生きと生活を続けたいと考えておられることがわかりました。

今後の高齢者福祉の充実を考えれば、地域包括ケアシステムの推進に尽きると思いますが、具体的にはさまざまなサービスにつなげ、過不足なくサービスの提供が行われるきめ細かいサポートが必要となります。自助、共助、互助、公助を調整してつなぎ合わせる役割、つまり、たて糸とよこ糸と組み合わせるコーディネーター役が必要となると思います。さまざまなサービス提供主体などで協議会をつくり、その実情を知悉して協議会で御推薦いただくお方を、その任についていただくようなことを国では想定しております。御意見を伺いながら進めてまいります。幸いにも町内は7つの医療機関、社会福祉法人伯耆の国、南部町社会福祉協議会、各地域振興協議会、シルバー人材センターなど、フォーマルなサービスからインフォーマルなサービスを提供できる機関がありますので、これらの機関との連携と町民の皆様との協働で、南部町の新しい地域包括ケアシステムの構築に取り組み、期待に応えてまいりたいと思います。

最後に、原発の再稼働中止を政府に求めよということでございます。まず、政府の原発再稼働の動きについて所見を問うということでございますが、現在、九州電力川内原子力発電所が来年、年明け以降に再稼働するというこのようでございます。この原発再稼働につきましては、これまでも同様の御質問をいただいております、その都度考えをお答えしてまいりましたが、改めて所

見を申し述べたいと思います。

福島第一原発事故の以前においては、事故は起きないという安全神話に陥り、原子力工学への過信から津波の危険性を軽視するとともに、重大な事故への備えも極めて不十分なものとなっておりました。その結果として福島原発事故が発生し、重大な事故に至り、放射性物質の大量放出という最悪の事態を引き起こし、現在でも多くの周辺地域の住民の方が避難を余儀なくされ、汚染水など多くの困難な課題を抱えている状態となっているものでございます。つまり、原子力発電は、福島の事故で思うようにコントロールのきかない技術であることが判明したわけでございます。したがって、個人的には運転中止や耐用年数のきた炉については廃炉すべきと思うわけですが、政府などによる事故調査結果を踏まえ、相当程度の原因の分析がなされ、新規基準がつくられており、また万が一の重大な事故に至った場合でも対応できるよう対策が新設され、政府が責任を持って対処することが明言されております。それらのことを踏まえた上で、再稼働に至ると理解しているところでございます。

原子力発電を含めたエネルギー政策につきましては、基本的には国が全面的に責任を負うべき分野です。国において安全性を確認し、その旨を責任を持って全国民に伝達されるべきであると考えています。したがって、私も積極的に原発再開を容認するという考えは持っておりませんが、国民の生活や社会活動に継続的に大きな支障が出るような事態は避けなければならないと思っています。

町長といたしましては、住民生活の安定的な向上を図る観点から無責任なことは言えないわけでありまして、脱原発、原発推進といった対立の議論を行うのではなく、総合的かつ客観的なデータにより、安心、安全、エネルギーの安定供給、コスト、経済性、環境などの視点から、短期、中長期に分けた政策の具現化が必要だと感じているところでございます。短期的には、安定的なエネルギーの確保について既存自家発電設備の有効利用によるエネルギー供給が考えられます。これは以前、関東地区を中心に行われた計画停電時も各企業を中心に、電力カット時も自家発電設備で対応した経過もありますし、既に多くの企業は自家発電設備を用意していると聞いています。しかしながら、自家発電は企業の自発的な暫定措置でありますし、燃料は化石燃料を使用しますのでCO₂排出量は増加します。この措置は非常時と考えられる短期的な代替政策としては有効だと感じます。また一方では、各家庭での節電も重要だと思います。具体的には、生活の質を落とさずに省エネすることを目指し、省エネ型の建物の新築や改修及び省エネ型の電化製品の普及など、国が後押ししていく必要があると考えます。そして中長期的には、原子力エネルギーに対する依存度を低減し、最終的には依存しない社会を目指すことを目標にすべきだと思います。

それにはやはり再生可能エネルギーに着目しています。議員も御承知のとおり、本町におきまして新エネルギービジョンを策定し、新エネルギーに関する数々の施策を実施しております。また、町長マニフェストにも新エネルギーの導入を掲げており、再生可能エネルギーの普及促進は重要な施策と位置づけております。例えば、一般世帯向けに住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金制度を設け、広く御活用いただいているところでございますし、また庁舎などに太陽光発電システムを導入しております。さらには、メガソーラー発電所を建設し、今年度より稼働しているところでございます。脱原発には共感するところですが、電気を取り巻く産業や国民生活の現状を考慮いたしますと、すぐに原発をやめるわけにはいかないのではないのでしょうか。このような状況を少しずつ改善して、原発のない社会を目指していかなければなりません。現状では再生可能エネルギーで全てを代替できる状況ではありません。原子力エネルギーから見れば、再生可能エネルギーは実にささやかなものかもしれませんが、地道に積み上げることで脱原発も決して夢ではないと思います。したがって、私たちにできることは、太陽光発電への取り組みなど、再生可能エネルギーへ変換する努力を黙々と続けていくことだろうと考えておるところでございますので、御理解をお願いします。

原発再稼働の動きに対し、近隣首長に働きかけ、政府に中止を求めるということでございますが、原発再稼働に対する所見としましては、先ほど述べたとおりでございますが、再稼働には国の強い思いが国民に対して伝わるかどうかであると考えております。つまり当然再稼働に当たっては、議員御指摘のとおり、地域の安全第一として立地自治体だけでなく、影響を受け得る周辺地域の意向も十分に尊重し、慎重かつ丁寧に対応していただくべきであると考えています。近隣首長に働きかけということでございますが、さきにも述べましたとおり、私は積極的に原発再開を容認するという考えを持っておらず、代替エネルギーへシフトしていくべきとは考えていますが、この代替エネルギーへのシフトは一朝一夕に実現するものではございません。その点から申し上げまして、町民生活に責任のある町長の立場としては、当面、全国的な動向を見ながら、身近なところでの取り組みを進めていくことがより重要であろうと考えるところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず、第1点目の住民訴訟についてです。町長の住民訴訟についての認識をお伺いしました。先ほど町長が説明の中でなされたように、恐らくこれは当初の行政報告のときにもお述べになられたと思うんですけども、町とすれば今回の住民訴訟の対象になっているゆうらくへの無償譲渡の件については議会で議決されたこと、また、監査請求等でも妥当

な結果が出たので町とすれば応訴したいと、こういう内容だったと思うんです。住民訴訟というのは、先ほどおっしゃったように、地方自治法に基づく住民参政権の一つですよ、一環として行われること。で、ついでには議会で決まったことが行政としては動くことが多いんだけど、必ずそれが法的にどうかという点でいえば、議会で議決し、首長がいいと言ったら市町村で動くわけです。次の方法とすれば、住民監査請求を行い、その結果によって納得いかない場合には住民訴訟をするという、この道しか残されていないわけですよ、住民から見れば。私は特に今回、中身を論議するのではなく、住民訴訟のことを質問に上げたというのは、住民訴訟の性格というものがどういうものかということ、行政の方々や議員、それから住民の方とも一致しておきたいと思ったからです。今回の住民訴訟は町長もおっしゃるように、地方公共団体の構成員である住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められたということは、住民監査請求を経て、これがいわゆる却下ではないですね、棄却ですよ。それが住民監査請求の内容に合致している。で、そこで監査委員さんが時間をつくって審査した結果棄却になったということですね。今回の場合は、必ず住民監査請求を経てでないと住民訴訟ができない問題だということの一つですね。そのために、これは特別な訴訟だとも言われてるんですよ。どうして特別か。例えば、初日の行政報告のときに問題になりましたが、訴訟というのは利害関係者があるっていうんですけども、これは法的にどう書いてあるか。これは法務省の資料なんですけどね。訴訟の法的性格というのは、今回の訴訟は、個人の権利、利益と関係なく、客観的な法秩序の維持を目的とする客観訴訟である民主訴訟の一種だという点です。ということは、住民がどうして声を上げたかということ、住民一個人の利益ではなくって、住民の手弁当でビラ1枚、申請書1枚書くのも自分たちのお金で、本来、町とはどうあるべきかということ、をただしたいという人たちの集まりで訴訟がなされたということです。この訴訟については、原告団としては名前も出ることで、立場等を考えて、同意するけれども名前は出すとできないっていう方々もいらっしたこと、もここで明らかにしておきたいと思います。と同時に、少なくとも南部町では、住民訴訟が起こったのは今回が初めてではないかと思えます。原告等についても町のほうには明らかになってると思えますが、このことによって不利益、不当な対処等が決してなされることのないようにということも、ここでつけ加えておきたいと思います。町長については、今回の訴訟の中身というのは、とりわけ第4号訴訟であり、これは町に対してその行為を行ったというのは町長のことになるんです、その方についての賠償を求めるという内容であるということです。町については、住民の声について真摯に対応することを求めておきたいと思えます。

次の点に入ります。次の町高齢者福祉の充実を求めるという点です。先ほどの2017年3月

でもめて申しわけなかったですが、これは平成29年の3月と2017年の3月と一緒にですね。いわゆる、私が言っているのは3年後ですね。新事業への移行実施を3年後まで引き延ばしたほうがいいのではないかという提案なんです。といいますのは、町長は先ほどずっと話の中で、今まで三千何百万でしたか、これもちょっと聞くんですけどね、今まで支援事業として町では3,556万円ものお金かけてきたから、これが地域支援事業に移行しても影響ないんだというふうにおっしゃいましたよね。もうちょっと聞かせてほしいんですが、町で行ってる3,556万円というのはどの事業のことを言っているんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、畠稔明君。

○健康福祉課長（畠 稔明君） 健康福祉課長でございます。南部箕蚊屋広域連合から資料をいただきまして、予防訪問介護事業、それから予防通所介護事業、それから予防支援事業、それから二次予防事業、一次予防事業、合わせたものが3,556万円ということで資料をいただいております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） どうしてその数字が問題になるかというのと、1番目と関係してくるんですけども、町長、新総合事業になれば、今まで介護保険の制度の中で見ていた予防給付の中の訪問介護と通所介護が、地域支援事業、地域支援総合事業ですね、それに変わって、いわゆるこれまでの介護保険の給付から外されて市町村の事業になると。ここでちょっと町長と一致しないわけですね。外すのではないんだって町長言ってるわけですね。そうですね。外すのではなくって、介護保険のお金の中で見れるんだって、こう言ってるわけですね。そうでしたが、だから、これまでと何ら内容変わらないのだと。ここなんです。先ほど言った、医療介護総合法は、介護だけではなくって、前回は質問しました医療のベッド数を減らすとか、要するに社会保障費の制度、費用を削っていこうという中身ですね。とりわけ介護保険でいえば、介護予防のこの2つを抑えることによって、伸び率を下げようというのが厚生労働省のガイドラインの中で明らかになってきてるんですよ。町長がおっしゃるように、であれば、今大きな問題になっているのは、どこの町村も困ってるのは、これが即、町村に来ちゃったら、これまで介護保険の事業で見てたお金分ほど手当でできなくて中身が下がっちゃうから、少なくとも3年間で制度整備しなさいよって言ってるんじゃないですか。私は、最低2017年の3月まで延ばせるのであれば、そこまできちっと介護保険の費用を使って現行どおりやっていたらどうかという意見なんですけども、町長、その先ほど言った介護保険から外されるという問題、外されたら費用が減るのではないかという問題、2017年の3月にやったほうがいいのではないかという問題について

てどのようなお答えですか。町長なんですよ。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まず、この問題にお答えをする前に、真壁議員は南部箕蚊屋広域連合議会の議員として十分に御審議をいただく立場にありますから、ぜひその場でやっていただきたい。

○議員（13番 真壁 容子君） 言いました、それは。

○町長（坂本 昭文君） それから、私はですね、この総合事業をやるとか、それから、具体的に予算をどうするというようなことを提案してるわけではございません。ですから、ここでそういう議論をやってみても、さっきも言ったように南部箕蚊屋広域連合と歩調を合わせてやりたいということを言いましたので。まだ来年やるというようなことにはなっていませんので、あんまりここでやってみても意味がないというぐあいに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私が言っておりますのは、町長おっしゃるように、先ほどの答弁にお答えしてくださらないと、少なくともガイドラインの中には、介護保険でしてるんだけど介護保険の枠外して市町村の事業でやりますよって書いてあるんで、主体が市町村になるんですよ。それ共通理解ですよ。なぜそれをお答えにならないのか、私は非常によくわからない。仮に広域連合では広域連合全体のことを言っています。そんなこと言ったら言うなって言われますからね。あなたいつもそうおっしゃいますから、私は町村のことしか言っていないんですよ。で、あなたは少なくとも広域連合と町村は違うって言いますが、広域連合っていうのは南部町が入っているんです、あなた連合長です。答えれないという理由はないんです。それで連合長として聞いてるんじゃないんですよ。少なくとも私が聞いているのは、国が言っている、来年度からは2つの事業は市町村に移しますよということに対して、あなたはどうか、どうしようとしてるのかということ言ってるんです、町村長としてですね。それをどうしてお答えにならないのかということと、先ほどの3つですよ。金額はどうかということですよ。それから27年まで延ばしたらどうなんですかということについて、どうしてお答えにならない、それわからない。具体的にはガイドラインの中では、町村が行った場合どういう計算するかって、計算方法まで私のもとに届いてますよ。ということは、各県の課長会議を通じて、市町村の担当者は言ってるんじゃないですか。そのことを議会で聞いて答えられないっていうことは一体どこで聞くんですか。これは市町村事業です。どうですか。先ほどの3つの点についてお答えください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私は具体的に総合事業をこのようにしたい、予算はこうありたいというようなことを提案しているわけではない。さっきから申し上げておるように、南部箕蚊屋広域連合と歩調を合わせてやりたいということでもあります。したがって、来年度からはまだできないということのようですので、予算の提案もできない。したがって、具体的なはっきりした考えもまだ固まっていない。そこをどんなに聞かれても、これ、今お答えするわけにはいかんのではないかと考えております。今の国の総合事業に移管をする、そのことについて見解を求めるといふようなことなら幾らでも答えますけど、南部町は具体的にいつからやるなんていふようなことをまだ提案してませんから。提案してない。ですから、それは提案したときに町政の中で具体的にお尋ねいただきたいし、それから連合の中でしっかりお尋ねいただいたらいいのではないかと、このように考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 時間がもったいないなと思うんですけども、町長、町高齢者福祉の充実を求めるところで、ガイドラインが示す、具体的にこうなのではないかっていうて私は聞いているつもりなんですけれども、介護保険、法の中で変わってきて、町としては総合支援事業をどうするつもりなのかって聞いているつもりなんですけども、どうしてそれがお答えにならないんですか。ちょっと置いときましょう、もうそれは。ということは、来年度についていえば、町はこの地域支援事業をやらないっていうことですね。それで引き続き、現行どおりに27年度は介護予防の通所と訪問は介護保険の中でやるんだというふうに広域連合は言ってるわけですね。それどうですか。やりますっていうことも広域連合ははっきり言ってませんでしたよ。なぜこれをここで聞くかという、町の市町村事業と関連があるから聞いているんです。それはどうですか、平成27年度は現行どおり行うんだということですね。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。27年度に総合事業に移行するということは連合からも聞いておりません。それから町のほうもそういう予定はないということでもあります。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長にお聞きします。南部町でも広域連合に入ってるからといって住民は介護保険料払ってるんです、町民はね。そこでお聞きします。町長、国はガイドラインで示して、平成27年度からは地域支援事業として2つの事業を取り組むように言っています。あなたはこの点について、町長として、今後、そんなふうに提案されていますがどのようにしたらいいと思っておりますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。国が示しておりますように、地域支援事業へ29年度末までに移行しなければいけないと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうですね。国が示している29年度までに移行しなくてはならないと言っている、一番最初にそれ言えば、すごく話が早いんですよ。町長、そうですね。とすれば、どうしたって、今答えてる、で、それで私の質問内容を改めて見ていただきたいと思うんですよ。とすれば、その受け皿を、先ほど数字わかりました。1番、2番についてはなかなか答えにならないっていうのはわかりましたから、3番目のところですね。とすれば、介護給付から、私がこういう言葉使ってるんですよ、外されてくる要支援者の訪問・通所型サービスは、町長はそれを大前提にしてあいのわ銀行、地域振興協議会、社協、シルバー等を上げられました。そうですね、ここを上げたんですけども、基本的に言っていることは、今までと水準は変わらない、こういうふうに言いました。現状相当のサービスを多様なサービスの中でできるのだと。現行施設等に入って介護保険の実績を見たら、介護予防の通所介護の1人当たりの費用、1件分、幾らかかって聞いても答えないと思うのでこちらで準備しておきました。1人当たりは平成25年度、訪問介護で2万1,883円、通所介護で2万4,009円のお金がかかっていると言っています。一つの根拠は、この金額を確保できるのかっていう問題です。どうですか、町長。水準を下げない、現行どおりのサービスができる、これについて言えば、今の介護保険ではこれだけお金をかけてしてるんですけども、それが今度の地域支援事業で町におりた場合、そういうことができるのか、これについてどうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 具体的なことについてはお答えできません。やるっていうはまだ言ってませんので。29年度末までには移行しなければいけませんけれども、来年度するわけではない。具体的に議案として提案しているわけでもないの、仮定でどんなにお話になってもお答えすることにはならない。ただ、制度そのものについてどうかということについては、お答えしようと思います。さっき、答弁書で読み上げましたけれども、そのとおりですが、ちょっと誤解があるのではないかと思いますので、ちょっと私の考えを申し上げておきます。とにかく、真壁議員は、切り捨てになるとかというようなことをおっしゃいますけれども、介護給付から外されるとかおっしゃいますけれども、そういうことを考えているわけではないわけですね。例えば、既存の訪問介護事業所による身体介護、生活援助の訪問介護など、現在受けておられる方ですね。

専門的なサービスを必要とする人には専門的サービスの提供をします。ここのそういう分野に多様な担い手によるサービスというものを考えているわけではない。したがって、これは介護給付で行うということがはっきり制度の上で示されております。それから、そうではない、多様な担い手による多様なサービスでいいというお方に対しては、先ほど申し上げたようなさまざまな主体が考えられるということをお知らせしました。誤解がないように、誤解しておられますのでないように言っても難しいかもわからないけれども、新たな地域支援事業は、介護保険財政が厳しいから住民、市民の活動に託すのではなくて、地域社会とのつながりを回復するために住民、市民に託すのだと捉えるべきだという提言がございます。私もこれに賛同しているところであります。介護保険財政が厳しいから住民、市民の活動に託すのではなくて、地域社会とのつながりを回復するために住民、市民に託すというぐあいに捉えるべきだというぐあいに提言がなっておりまして、私もこれに賛同しております。南部町版の総合事業というものを、できるだけ魅力のあるものにしていきたいとこのように考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私が誤解しているということなのでお聞きしますが、町長がおっしゃったのは、私、町長よくわかっておられるなと思って聞いてたんですよ。最後からいきましようか。最後に介護給付を介護保険を排除するのではなくて、地域のつながりを持たせるためにするんだと。地域のつながりは昔から、地域振興協議会等のできる前から住民自治で、集落の住民自治があるんですよ。国の厚生労働省が声上げて言わなくとも集落自治で存在してるし、地域の助けで存在しています。ガイドライン使って、高いお金を使ってなぜそんなこと言てこないといけないのですか。実際、国会の論議、何年でしたっけ。国会の論議の中には、このガイドラインが出たら要支援1、2を切り捨てることになって、結果として、入り口で軽度の要介護者を切り捨てた場合に、今後余計にお金が必要になるのではないのではないかとということ、厚生労働省も否定しなかったわけなんですよ。ところが厚生労働省が、町長、言ってるんです。あなたが幾ら言っても、厚生労働省は費用の効率化のために介護予防の2つの事業を地域支援事業にすることによって、2025年までの上がる率を低くしたいって言ってるんですよ。ということは、町長が幾らここで地域支援事業、立派なことしたいと言っても、そもそも国が狙っている、介護保険事業から外して金額を少なくして、市町村にその担い手を専門家ではなくて、町長の言った多様なサービスの中にボランティア等を含めることによって、今までよりも安いやり方で提供しようというやり方をすれば、受ける側も専門的な介護が受けられないし、する側も過重負担になってくるといって今、どこも声が上がっているんですよ。町長、それをお認めにならないと

いうことは、住民にそのようなことを言わないで、介護保険からの排除を地域とのつながりでやるんですよと。介護保険料を払って介護を受けたいと言ってる人にも、あなた介護受けなくて地域で協力すんのがいいんですよって言うのに等しいんですよ、これでは。みずからお認めになってるんですよ。私は今言ってるのは、あなたを一方的におかしいんじゃないかと言うてるんじゃないかって、その実態を共有したいんですよ。一生懸命介護しようとしても国はこういう制度でお金を削ってくる、その中でどんなふうにしようかっていうんだったらまだ話になるんですけども、そこを何も言わないで、自分と意見が違うものをあなたは間違ってるって一方的に決めつけて、自分とすれば、これは地域のつながり大事にしようと思ってるっていうことを言っても、町長の答弁になりませんよ。無責任です、そういうのは。あなたの今すべきことは、私が言っていることに腹が立つかもしれませんが、住民の声だと思って聞いてほしいんですけども、要支援1、2が外されようとしている、それが地域支援事業になろうとしているときに、町とすればその受け皿をどうしているのかっていうことをなぜ答えられないのか。どうですか、答えられないと言いながら、あいのわ銀行を整備すると言っているし、地域振興協議会をって言うてじゃないですか。その点についてどうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど、そこで答弁書を読み上げたとおりであります。考え方のこれは違いですから、どうしようもないと思いますけれども、私はその厳しいから住民に託すというぐあいには捉えていないということをはっきり申し上げておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それではお聞きします。今年度の7月か8月にこの支援法に基づいて、各県で担当課長会議があって、その場所で示されてきたと思います。これまでの介護予防事業等が介護予防の中で2つの事業が地域支援事業に行くに当たって、地域支援事業の事業費はこれからどんなふうにお金が出ようとしているのですか。ちょっと説明してくれませんか。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後3時35分休憩

午後3時36分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町長の申し出どおり、連合の所見だというふういたします。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、先ほどの議長の裁定にも抗議しておきたいと思います。何回も言ってるように、今回が出てくる介護予防と介護予防の予防給付の中の通所と訪問介護については、市町村の事業になると言っているんですよ。だから聞いてるんですよ。（発言する者あり）すると書いていなくても、私は非常に不誠実な態度だと思うんですね。するときと言うというのは、それは町長の傲慢です。もし……（発言する者あり）うん、そうであればそうおっしゃればいいですよ、素直に。私は、もうこれ以上、少なくともさっきおっしゃったように、町長、議長認めますよね、町の事業と言ったんですよ。町長もお認めになられたんですよ。町の事業と言って、そのことを財源も課長のもとに届いてるかどうか知りませんが、それする前にはどんなふう計算するかっていうことももう出てきているんですよ。それで少なくとも市町村事業となるに当たって、どういうふう事業を展開しようとしていくのかっていうことを聞いていることを答えられないっていうのは、私は町長としてはおかしいし、少なくとも、何回も言いますが管轄外のことでも何でもなし。仮に言いますが、広域連合のことやから立場わかまえてっていうのは本末転倒です。財源のこと、予算についての意見は言わないといけないかもしれませんが、事業が関連して町村に来ることを聞けないなんていうのはもってのほかです。そのことを厳しく抗議しておきたいと思います。

それで、次です。高齢者の実態を把握し、町が生活支援・福祉・保健・公衆衛生等の再構築を行っていうことを求めました。町とすれば、今後展開されるものは介護保険、中でどう言ったかという、地域支援事業としてさっき言った、あいのわ銀行、地域振興協議会、社会福祉協議会って言ったんですよ。もう一つ言ったのは、通所介護ではあいのわ銀行がある、こう言いました。反対です。訪問介護はあいのわ銀行があるとおっしゃいました。通所介護は西町の郷、ここまで言ったんですよ。町長、幾ら言っても、あなたは介護保険でやってた介護予防1の介護予防の中の通所介護はあいのわ銀行でしたほうがいいと思ってるんですか。西町の郷のようなところを地域振興協議会にいっぱいつくって、そこに担ってもらおうって言ってるわけですよ。今、西町の郷等では週3回やっていますが、ボランティアですよ。そういうところを今後も財源的手当てってというのは、どういうふう考えてるわけですか。もう進んでいるところでは、各市町村ではそういうところに1日当たり8,000円のお金出して補助しようとか、もうそういう手当てしていつてるんですよ。町長、その点についてどのようなお考えですか。あいのわ銀行したほうがいいのではないかと、西町の郷のようなものを地域振興協議会にもらったほうがいいのではないかと、そこまで言ってるんですよ。財源的にはどういうふう考えていらっしやいま

すか。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁をお願いします。（発言する者あり）

休憩、ここで休憩します。

午後 3 時 3 9 分休憩

午後 3 時 4 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど随分踏み込んだ答弁もして、また逆にそれを
てこにして次のことを求めておられるわけですが、要は、国が言っているような総合事業
に移行すれば、南部町ではあいのわ銀行や地域振興協議会というものが考えられますということ
を言ったわけで、具体的に財源をどのようにすんのかというようなことまで考えて言ったわけで
はございません。よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それは無責任です。それと、深い答弁をしててこ入れるって言い
ますけども、町長お答えになってるから言ってるんであって、余計に住民はこれ誤解するんじゃ
ないですか。何回もおっしゃいますが、あなたは言ったんですよ。これは、こういうふうに聞き
まじょうか。あいのわ銀行ですること、西町の郷ですことは、あなたがおっしゃってるように
介護給付で出るんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 総合事業を担っていただく南部町内における組織だとか仕組みだとか、
そういうことを御紹介を申し上げたわけでありまして。具体的に南部町の総合事業をどのように組
み立てていくのかということについては、27年度はまだ行いませんので、それ以降のことであ
ります。その時点になりましたら、またゆっくり御相談を申し上げたいと、このように思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） はっきりお答えにならないです。今後、介護保険が変わって総合
支援事業になったときに、財源はどうかっていうのをお答えにならなかったというの、よくわか
りました。お答えにならないんだけど、実際として担い手として、あいのわ銀行、地域振興
協議会、西町の郷が出されたということです。あと3分しかないのと言っておきますが、町長、
私が一番心配しており、町民も心配しているのは、こういうことを介護保険から外されたことを、

いわゆるボランティアとか地域の福祉団体とかに肩がわりさせることです。このことは言ってみたら、利用者にとったら不満になってきます。十分に受けれるかどうかわからない。やってる側にすれば、過重負担そのものです。ついては、これまで献身的に自発的にボランティアしようとした人的資源までも損ないかねないと。全国的にもそういうことが言われてるんですよ。住民自治は上からの押しつけでは育たない。ボランティアも上からの押しつけでするものではない。これを考えた場合、公的福祉を担う町が、公的保険では何をするのか、町は何をするのか、ボランティアを含めた民間と言われるNPOを初め、民間団体何をするのか、ここの仕分けをはっきりしなければ、振興協議会といえども、あいわ銀行といえども、社会福祉協議会といえども、動けないんだということを指摘しておきたいと思います。町とすれば、人ごとみたいに言わないで、あなたの頭の中では介護保険がどうなるかっていうことわかってるんですから、そのことを丁寧に説明して、住民負担等のことについてあればしっかりと説明しなければいけないと思います。そのことを指摘しておきたいと思います。あと……。

○議長（秦 伊知郎君） あと2分ですのでまとめてください。

○議員（13番 真壁 容子君） 申しわけない。震災の分ですけども、この震災の分で町長の答弁わかりました。私は、責任があるという立場でいえば、少なくとも島根原発でどういう問題が起こったかっていう点でいえば、栗政教授がシミュレーションを出していました。それについては、どのような影響があるかということをも冊子にして市町村に出したというんですが、それ届いてますか。

○議長（秦 伊知郎君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） 真壁議員の御質問にお答えします。平成24年の6月に来ております。題名としましては、「島根原子力発電所事故を想定した放射性物質飛散のシミュレーションと避難に関する考察」ということで、これは町長に対してではなく、その当時の担当者に対して文書が来ております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私指摘しておきたいこと一つ、先ほどの栗政教授の出したシミュレーションについて言えば、近隣周辺についても影響力があるので、その内容について住民にわかるようなところに置くこと、そして住民に学者の知見を広く知らせることを求めておくのが一つ。

それからもう一つは、この南部町はUPZ30キロ圏内ではありませんが、国が示した基準では50キロ圏内には安定ヨウ素剤配布の準備をする範囲としたっていうふうに書いてあります。

50キロ圏内では南部町が入ってきます。少なくとも原発問題については、これは思想信条の問題ではなくって、住民生活を守るといふ点からいえば、あの悲惨な福島事故を体験した日本国民、世界の人たちは、少なくとも住民の安全を守るために、今回、島根原発が事故が起こった場合、南部町についてはどのような状況になるのかということの説明会等を開いて、住民に知らせる必要があるのではないかとこの点を指摘して終わりたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

これをもって、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第4 上程議案委員会付託

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、上程議案委員会付託を行います。

お諮りします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもって本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

明日10日からは常任委員会を持っていただき、御審議お願いいたします。以上です。

どうも御苦労さんでした。

午後3時47分散会
